

Title	財政政策と賠償問題：ブリューニク財政の一考察
Sub Title	Die Reparationen auf dem Prozeß der öffentlichen Finanzen in der Ära Heinrich Brüning
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.2/3 (1973. 3) ,p.105(19)- 138(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19730301-0019
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730301-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

財政政策と賠償問題

——ブリューニク財政の一考察——

大 島 通 義

I 序 論

II ドーズ賠償協定とドイツ財政

1. 事態の主要な関連
2. 賠償協定の改訂と財政
 - a) 1920年代後半の財政収支
 - b) 賠償協定の改訂と財政政策
3. ヤング案の成立——中間総括

III ブリューニク財政と賠償問題

1. ブリューニクの政策構想
 - a) ブリューニク財政の発端
 - b) 賠償問題の最終解決
2. 財政過程における賠償問題
 - a) フーヴァー宣言まで
 - b) 賠償問題の終焉に向けて

IV 賠償問題の終焉と信用拡張

I 序 論

「この政権は直ちにその座を去らねばならない。余りにも評判が悪いからだ。」この一言をもって、⁽¹⁾ライヒ大統領ヒンデンブルクはブリューニクを首相の任から解いた。1932年5月29日のことである。2年2ヵ月に亘ってその信任を与えて大統領令による統治にあたらせてきたブリューニク政権をヒンデンブルクが忌避するに到った直接の動機はともかく、この政権の統治がおよそ大衆の喝采を博し得るものでなかったことは明らかである。彼は饑餓宰相と呼ばれ、その在任期間中に、失業者は300万人弱から600万人へと倍増した。ヒットラーの率いる国民社会主義ドイツ労働者党は、ライヒ議会においても地方議会においても、また、大衆運動においても、急激にその勢力を拡張し、1933年1月31日には、遂に権力を掌握するに到る。

注(1) Brüning, Heinrich, *Memoiren 1918-1934*, Stuttgart 1970, S. 599.

財政政策と賠償問題

ブリューニク政権の統治は、その全期間に亘ってもっぱら恐慌克服に集中された。その最も主要な部分をなす財政政策においては、増税と支出削減が繰返され、緊縮財政政策が一貫して追求された。それは、「古典派経済学の模範答案のようなもの」と評される非上財政にも比肩し得べく、⁽²⁾ 事実、ブリューニクの政策論が「自由主義的な思考に深く囚われていた」ことは、否認さるべくもない。⁽³⁾ しかし、ブリューニク政権の財政政策をかくあらしめたのは、新しい政策論がケインズ主義として確立して社会の信条体系の一構成要素となるまでに到っていないかったこと、この政策論に基づいて選択肢を特定し得る状態になかったことのみによるのであろうか。

ブリューニクの回顧録に唯一度だけケインズが登場する。1932年1月11日の両者による長時間の会談についてである。⁽⁴⁾ 生年にして僅か2年違いのこの同時代人の間には、ヴェルサイユ体制と賠償の不合理性について共通の理解があったとはいえ、政策論においては既に大きな距離があった。この席上、ブリューニクはケインズに対して、インフレ的な政策技術の宣伝はドイツの理性ある財政政策のすべてを動揺させるものであると主張して已まなかった。恐らくその直前のハンブルクにおける講演でケインズが誘い水的景気回復策を提唱し、それが恰かもイギリス政府の見解でもあるかの如き印象を与えたことへの反撥が、ブリューニクをそうさせたのであろう。そして、ブリューニクによれば、ヤング案の通貨に関する規定に逆ってこの景気回復策を営むことは可能と考えるのかとケインズに問質したのに対して、ケインズは、その点を全く考慮に入れていなかったことを認めざるを得なかった、といわれる。

事実、賠償協定は、大恐慌に対処しようとするドイツの財政政策の選択可能性を厳しく制約していたのである。また、賠償債務の調達と送金がヴァイマル末期のドイツの政治と経済を抑圧し、恐慌の作用を激化させたこともたしかである。従って、賠償問題の解決を恐慌克服に不可欠の前提と見る場合には、ドイツの恐慌対策としての財政政策は、賠償体制の枠組に従って〈⁽⁵⁾ 対外政策の優位〉において形成されることになる。この意味で、ブリューニク財政は先ずもってその対外的関連において解明されねばならない。

しかし、賠償体制と財政の関係を問う場合、問題となるのは1929年のヤング案のみではない。1924年のドーズ賠償協定がこの関係を実質的に定礎していたのであり、ヤング案はその継承たるに

注(2) 中村隆英「経済政策の運命」1967年、200頁。

(3) Kroll, Gerhard, *Von der Weltwirtschaftskrise zur Staatskonjunktur*, Berlin 1958, S. 363. 猶、大恐慌期のドイツ財政、就中、ブリューニク政権の財政政策については、これ以外にも近年数多くの研究が発表されており、評価も様々であるが、その概観は、大島『世界恐慌期におけるドイツの財政過程に関する戦後の研究動向』「三田学会雑誌」1968年11月、61巻11号、77頁以下を参照のこと。この〈学界展望〉以後に公開された文献のうち最も重要なのは、注(1)に掲げたブリューニクの回顧録である。記述に訂正や補完を要する箇所もあるが、貴重な文献であり、本稿もこれに負うところが大きい。政治家としてのブリューニクについては、更に、Morsey, Rudolf, *Brüning und Adenauer, Zwei deutsche Staatsmänner*, Düsseldorf 1972 をも参照されたい。

(4) Brüning, H., *op. cit.*, S. 506.

(5) Conzo, Werner, „Die Regierung Brüning“, in: *Staat, Wirtschaft und Politik in der Weimarer Republik. Festschrift für Heinrich Brüning*, hrsg. v. F. A. Hermens u. Th. Schieder, Berlin 1967, S. 241.

財政政策と賠償問題

過ぎない。別の視角からすれば、ブリューニク政権の政策選択と決定にとって最大の困難は、外資の流出、特に外国短期資金の激しい流動にどのように対処するかにあったが、このことは、ドーズ案に基づいて形成された国内信用機構の外資依存と国際的な信用循環の一定の編成とに起因するものであった。更に言うならば、ブリューニク政権の緊縮財政の苛酷さを際立たせたのは、1920年代後半の相対的安定期における急激な財政膨脹と赤字財政であった。これには一定の内政上の関連があったとはいえ、ドーズ賠償体制とその改訂の過程もまたこれと密接に関連していたのである。問題の脈絡をこのように捉えるならば、ブリューニク財政の対外的関連は、ドーズ案成立以後の事態の関連にまで遡って究明されなければならないであろう。これが、我々の当面する第一の課題である。

ブリューニクが政治の舞台に初めて登場するのは1924年、中央党所属のライヒ議会議員としてであった。1929年12月には同党の党首に選任され、翌年3月30日、ミュラー大連立政権の崩壊のあとを承けてライヒ首相に指名された。議会に多数派与党を持たない大統領内閣の首班としてであった。既に党の内外から財政専門家として評価されていたブリューニクは、その政権における本来の蔵相以上に財政政策の形成に指導力を発揮していたように見える。その彼において財政政策の課題はどのように設定され、これに基づいて如何なる政策手段が選択されていったのであろうか。彼の首相就任直前に成立し辞任直後に廃棄されたヤング案は、その政策をどのように規制したのであろうか。経済的というより遙かに政治的な理由から起る外資の流出や、フーヴァー大統領のモラトリウム宣言といった直接・間接の外部からの政治的介入に、この政権はどのように対処したのであろうか。ブリューニク政権の所謂デフレ政策は、これらの諸要因の相互作用のうちに展開されたのである。この過程を明らかにすることが、本稿の第二の課題である。

1932年6月のローザンヌ会議において賠償の事実上の終焉が遂に到来した。この年の5月、ブリューニクが自らの今在る地点を「目標まであと100m⁽⁶⁾」と見定めたことは、この意味では誤りではなかった。しかし、別の観点からすれば、この言明には支持し難いものがある。この時期を俟つまでもなく既に以前より、ブリューニク政権の政策は、諸集団の利益を統合し大衆の支持を調達し得るものではなくなっていたのである。対外政策の優位は対内政策の不毛と対応していたように思われるが、ブリューニク財政のこの側面の考察は本稿の範囲外のことであり、別の機会に譲らざるを得ない。

注(6) 1932年5月11日のライヒ議会での演説より。Heinrich Brüning. *Reden und Aufsätze eines deutschen Staatsmanns*, hrsg. v. W. Vernekehl, Münster 1968, S. 164.

II ドーズ賠償協定とドイツ財政

1. 事態の主要な関連

アメリカの国務長官チャールズ・E・ヒューズは、1922年12月29日、ニュー・ヘイヴンにおけるアメリカ歴史協会の席上で賠償問題について演説し、2年後のドーズ賠償協定成立の契機を提供した。

この演説は、ヨーロッパ経済の現状へのアメリカ政府の重大な関心を率直に表明することから始まっている。それは、ヨーロッパに対してアメリカが金融面で、また、市場として密接に関与しているからに他ならない。ドイツの衰退はアメリカの望むところではない。何故ならば、ドイツの恢復なしにはヨーロッパの経済恢復は不可能であり、また、経済的安定が得られたときのみ平和は永続し得るからである。ヒューズの主張する第二の点は、アメリカ政府の重大な関心にも拘らず、これらの問題を解く鍵はアメリカにはなく、ヨーロッパ諸国の政府の手中にあること、そして、問題の核心は賠償の確定にあることであった。この賠償債務と、第一次大戦の戦費調達のためのアメリカの連合国に対する貸付とは、全く別箇の事柄であり、それ故にこそまた、賠償問題はヨーロッパ自身の手で解決されねばならない。第三に、この解決への最も望ましい道として、ヒューズは専門委員会の設置を提案した。賠償問題の円満な解決のための第一条件は、これを政治の局外に移して論議することだからである。賠償を獲得するために強権的手段を用いるが如きは、魅力ある方法⁽⁷⁾と言うことはできない。

この演説を承けて約1年後、アメリカの実業家チャールズ・G・ドーズを委員長とする専門委員会が形成され、1924年4月にその報告が提出され、同年8月末、関係諸国の調印を得て所謂ドーズ案が成立した。この過程および8億ライヒスマルク（以下RMと略記）のドーズ借款の成立において⁽⁸⁾決定的な役割を果たしたのは、アメリカ政府とJ・P・モルガンであった。ドイツは、ドーズ案の実現によって、漸くインフレーション後の通貨の安定と制度的再編成の最終段階を完了し⁽⁹⁾、1ドル=4.20RMの旧平価をもって国際金本位制に復帰した。かくて、ヨーロッパの政治経済の安定が達成され、アメリカ金融資本のドイツへの進出の発端が開かれたのである。第一次大戦を契機に債務国から債権国に転じ、世界の金融中樞を二分して寧ろロンドンを凌駕するに到ったアメリカの地位

注(7) *Foreign Relations of the United States 1922*, Vol. II, p. 199 sq.

(8) Wandel, Eckhard, *Die Bedeutung der Vereinigten Staaten von Amerika für das deutsche Reparationsproblem 1924-1929*, Tübingen 1971, S. 9-15.

(9) Flink, Salomon, *The German Reichsbank and Economic Germany*, New York 1930, p. 150. 猶、1924年8月の銀行法は、ライヒ銀行の政策決定を連合国権力の管理のもとに置くことを規定していたことが注目すべきである。ライヒ銀行の監事会は、ドイツ人と外国人のそれぞれ7名ずつによって構成され、更に、連合国5カ国の代表と賠償総務官（アメリカ人）とからなる送金委員会が設置され、また、発券管理官として外国人1名が指名され、この三者が、連合国権力による金融政策管理の拠点とされたのである。

が、ここに象徴されている。

ドーズ賠償体制によるドイツ経済の安定と世界経済への連結が、アメリカの世界政策の主要な一環として実現したというこの事態の関連は、その後大恐慌期に至るまでのドイツの財政金融や対外政策にとって決定的な意味を持ち続けることになる。先のヒューズの演説に即して言えば、ここで表明されているのは、先ず周知の不干渉主義の原則であり、また、対米戦債と賠償債務の明確な分離というテーゼである。この両債務の間には、後述のように、密接な関係があったにも拘らず、その後約10年に亘ってアメリカ政府はこのテーゼに固執し続けた。更に、ここで明らかなことは、フランスの報復主義的な賠償政策とは異なって、アメリカが賠償問題を経済の次元でとらえていること、自国の内部での過剰資本と過剰生産物の市場の役割をドイツに期待していることである。この期待は、やがて巨額のアメリカ資本の対独投資として結実する。債権・債務関係を通じて深くドイツの利害に関わりこれを従属させ支配しながら、しかも不干渉主義を標榜するというこの二面性⁽¹⁰⁾は、ドル帝国主義と呼ばれるアメリカのこの時期の世界政策の特徴をなすと同時に、殊に恐慌期におけるドイツの政治経済の諸過程に深刻な作用を及ぼすことになる。

このドーズ賠償体制を基軸として、1920年代後半には、次のような主要諸国間における資金循環の体系が形成された。すなわち、アメリカからドイツへの民間資金の流入、ドイツの連合国への賠償債務の支払、連合国のアメリカに対する戦時債務の償還という循環⁽¹¹⁾がそれである。

ドーズ賠償協定によれば、ドイツの賠償債務の送金に必要な外貨は輸出超過によって獲得される筈であったが、事実上は、アメリカからの資金の流入によって調達された。1924~29年の間、ドイツの商品貿易は、26年と29年の僅かな額の出超以外は年々多額の入超を記録し、賠償送金による經常勘定の支払超過は、資本勘定の受取超過によって漸く相殺されていた。とりわけ注目されるのは、1927年には資本勘定取引の約半額が短期資金移動によるものであったことである。⁽¹²⁾

他方、イギリス、フランス、ベルギー、オランダ等の連合国は、ドイツからの賠償債務の受取額に見合っ^て対米戦債を返済していた。これらの諸国は、究極的な債権国アメリカと債務国ドイツとの中間に位置して、いわば資金の通過駅となっていたのである。ところがアメリカ政府は、20年代の末まで、前述のように戦債と賠償との間に事実上存在する密接な関連を否認し、戦時貸付を同盟国に対する贈与とは見ずに商業ベースの債権と同一視して、その取立てに固執し続けた。連合国は、

注(10) Schmitt, Carl, „Völkerrechtliche Formen des modernen Imperialismus“, in: *Positionen und Begriffe im Kampf mit Weimar-Genf-Versailles 1923-1939*, Hamburg 1940, S. 162 sq. 特にその S. 164 および S. 175 を参照された。

(11) 「1924~31年の間に、ドイツは一方では約110億RMを賠償勘定に払込んでおり、他方で約180億RMを種々の形で外国から借入れた。そのうち略半額はアメリカからの借入であった。そして、アメリカへの戦債支払はこの間約80億RMに達している。」 Moulton, Harold G. and Leo Pasvolksy, *War Debt and World Prosperity*, Washington 1932, p. 300.

(12) 1927年の資本取引残高34.8億RMのうち短期資金は17.8億RMであった。 *Statistisches Handbuch von Deutschland 1928-1944*, hrsg. v. Länderrat des Amerikanischen Besatzungsgebiets, München 1949, S. 602~3.

そのため賠償問題について如何なるイニシアティブも取り得なかつたばかりでなく、その対独賠償政策は硬直的たらざるを得なかつたのである。⁽¹³⁾

かくて、1920年代の末には、賠償問題の処理は、如何なる意味においても、ドイツにとってもまた連合国にとっても、アメリカの同意なしには不可能となつていた。「賠償問題についての決定の鍵がウォール街のモルガンの手中にあること」⁽¹⁴⁾は、もはや誰の目にも明らかであつた。

アメリカが、この資金循環体系、従つてまた、ドーズ賠償体制のうちに、金融投資の有利確実な機会の保証と、国内金融政策にとっての安全弁を見出してゐたことは明らかである。アメリカの側で低くドイツにおいて高いという金利格差は、アメリカ国内において過剰化してゐた貸付可能資金を大量にドイツへ流入させる誘因となつた。また、連邦準備銀行は、1924年中頃より28年夏まで一貫して低金利政策を採り続けてきたが、それは、ドイツとの金利格差が縮小もしくは解消して資金がヨーロッパより還流し、金融市場統制が困難となることを避けるためであつた。更には、ドイツへの資金の流入の停止は、ドイツの外貨危機を招来し、賠償送金を困難にして賠償体制全体を崩壊に導く危険がある、と考えられたからである。このことを端的に示しているのが、1927年夏、ドイツのライヒ銀行が、これ以前の時期の一連の公定歩合引下げ措置から転じて引上げへと向つた過程である。この政策転換に決定的な役割を演じたのは、賠償総務官パーカー・ギルバートとニュー・ヨーク連銀総裁ベンジャミン・ストロングの上述の観点からするライヒ銀行政策への介入であつた。⁽¹⁵⁾

勿論、ドイツが民間外資の流入によつて得た外貨を賠償債務の送金に充てるという方法は、長期間に亘つて維持されるものではない。殊に信用恐慌発生の際には、この方法のもとでは、民間外資は引揚げに必要な外貨を得られなくなるという危険が伏在してゐた。アメリカ政府は、この危険に気付いてゐたものの積極的にこれを除去しようとはせず、事実上、アメリカ金融資本の当面の利益が優先せしめられたのである。「實際ドイツは、殆どニュー・ヨークの大企業の付属物となつて、アメリカの景気の波動に完全に従属してあり、このことがどれ程不吉なものであるかは、1929年秋にアメリカの景気が崩壊し始めると共に明らかとなつた。」⁽¹⁶⁾

他方、ドイツはこの資金循環体系にどのように対応したのであろうか。その高金利と外資依存の原因としては、インフレーションによる過去の貨幣資本蓄積の消滅の他に、むしろ一層重要な原因

注(13) Wandel, E., *op. cit.*, S. 134 sq.

(14) Stolper, Gustav, „Aus der Woche“, in: *Der Deutsche Volkswirt*, 3. Jg. 1929, S. 483.

(15) 1926年1月より27年1月にかけて、ライヒ銀行は公定歩合を9%より数次に亘つて5%まで引下げた。この時期のニュー・ヨーク連銀の公定歩合は略一貫して3.5%であつた。この間にドイツでは外国資金流入の度合は落ち、27年前半には流出が増大するに到つた。ライヒ銀行は、その発券準備率が法定の40%を割ることを防ぐために、6月初6%へ、更に10月には7%へと公定歩合を引上げた。ストロング等の介入の経過については、Wandel, E., *op. cit.*, S. 97~107 を参照されたい。

(16) *Ibid.*, S. 87~96.

(17) Bruck, W.F., *Social and Economic History of Germany from William II to Hitler 1888-1938. A Comparative Study*, New York 1962, p. 174.

として、賠償債務の調達のための税およびこれに類似の諸負担、公共部門の投資資金調達のための信用需要の急激な増大等をあげることができるであろう。⁽¹⁸⁾ 当時のライヒ銀行総裁シャハトが、これらの諸傾向、就中、所謂不生産的な公共投資の膨脹を激しく批判していたことは、周知のとおりである。⁽¹⁹⁾

中央銀行政策の指導者としてのシャハトが最も懸念していたのは、外資が大量に流入し続けることによって、ライヒ銀行の金融市場統制が殆ど無効となってゆくことであった。1926年初頭以来の公定歩合の漸次的引下げの措置、同年9月以後27年2月までの為替相場の操作による金保有の拡大の措置は、同年12月の海外発行証券に関する資本収益税免除を停止する措置とあわせて、ドイツへの外資の流入を抑制するためのものであった。1927年夏、金および外貨準備の減少が見られ始めたのと、前述の外部からの介入によって公定歩合は再び引上げられ、資本収益税の免税も復活されたが、これらの政策転換によって外資は再び大量にドイツに流入し始めた。⁽²⁰⁾ ライヒ銀行は、これに対抗して再度、27年後半から翌年初にかけて、為替相場を平価に固定することをやめて金輸入点まで上昇させ、これに応じて金保有を増加させる政策を採った。それは、むしろ古典的な金本位制観に立脚した通貨政策であった、と言ってよいであろう。

このような政策は、ドイツのみではなく、1926年と28年とに通貨の低位安定を実現したフランスの採るところでもあった。金為替本位制を主体とした戦後の再建国際通貨体制のなかでこのような政策が採られるようになったことは、当面、ポンドの地位への脅威を意味するものであった。アメリカの資金がイギリスに流入していた限りにおいて、この傾向は顕在化しなかったとしても、あの資金循環体系の内部には、既にこの時点で、各国中央銀行政策の硬直性とその相互対立とが形成され始めていたのである。それは、1931年の信用恐慌において顕在化し、国際通貨体制を分断させてゆく要因に他ならない。⁽²¹⁾

しかし、この傾向は当時未だ意識されていなかったし、シャハトの批判も大勢を変えるには到らなかった。ドイツの支配層は、シュトレゼマン外交に明らかなように、アメリカの政策を寧ろ積極的に肯定しこれに適合しようとしていたのである。ドーズ借款とこれに続くアメリカの金融投資に依拠してドイツ経済の安定と復興を計り、かくてまた、ヨーロッパの政治的安定を達成するという途がとられた。1925年のロカルノ条約は、このシュトレゼマン外交の成果であると同時に、爾後のヨーロッパの政治を規定するものであった。この場合、ドイツの側では、賠償政策について次のような期待と計算が働いていた。すなわち、アメリカとドイツを金融上解き難い程密接に結合することによって、アメリカ政府がその政策決定に当ってドイツの利益を考慮せざるを得ない状況を

注(18) Stucken, Rudolf, *Deutsche Geld- und Kreditpolitik 1914 bis 1963*, 3. Aufl., Tübingen 1964, S. 73~4.

(19) Schacht, Hjalmar, *Das Ende der Reparationen*, Oldenburg i.O. 1931, S. 34 sq.

(20) 詳細は Flink, S., *op. cit.*, Chap. X を参照されたい。

(21) Clarke, Stephen V.O., *Central Bank Cooperation: 1924-31*, New York 1967, p. 141~3.

創り出そうとしていたのである。究極的債権国たるアメリカの決定を自らに有利にかちとろうとするならば、ドイツのすべての対外政策は賠償債務の誠実な履行を前提とせざるを得ない。これこそ債権国の理解を得る唯一の道と考えられたのである。これが、国内の左右両派から激しく非難された〈履行政策〉⁽²²⁾に他ならない。

フーヴァー・モラトリウムは、その内容において賠償の廃止を規定したものではなかったにせよ、アメリカがその余りにも密接な金融上の利害の結合の故にドイツの問題に無関心たり得なかったことを表明したものであった。シュトレゼマン外交における期待と計算はブリューニク政権に受継がれて、ここにその成果を見出したのであった。しかし、他面からすれば、自国の命運にかかわる決定を常に他の国に俟たねばならぬというこの事態は、国民の広汎な部分に不満を醸成して従属打破の欲求を噴出させる所以ともなったのである。

2. 賠償協定の改訂と財政

a) 1920年代後半の財政収支

1926年9月の独・仏外相によるトワリ会談に端を発するドイツ政府の賠償協定改訂の志向において当初から明らかだったのは、ラインラントからの占領軍の撤退、金融政策中枢の連合権力による管理の撤廃など、国家主権に関わるナショナルな要請であった。この志向が1928年から翌29年初にかけて切迫したものとなっていたのは、ライヒ財政が赤字化して、財政を通ずる賠償負担の削減が緊急の課題となったことによる。猶、対外的には、協定の改訂に否定的であったアメリカ大統領クーリッジの任期が1928年秋の選挙によって事実上終了、新政権によるイニシアティブを期待し得る状況が到来したという事情もあった。

以下では、まずこの時期のライヒ財政収支の推移、〈豊富な国庫〉から〈国庫危機〉⁽²³⁾への転回の過程を跡づけ、更に、項を改めて、賠償協定の改訂と財政政策との関連を考察することとする。

ドーズ案の賠償債務支払に関する規定は、均衡予算を前提し、予算の均衡には通貨の安定が不可欠であること、ここでいう均衡とは、単に行政経費が経常収入によってまかなわれていけばよいというものではないことを明記していた。そして、支払計画としては、ライヒ予算からは、1928/29年度以後を標準年度として年次金25億金マルクの半額を、過渡期たる26/27年度には1.1億金マルク、27/28年度には5億金マルクを支払うことが定められていた。猶、標準年度以後には、ドイツの福祉水準の如何に応じて支払額を増加しうることを予告し、且つ、年次金支払終了の時期、従つて、賠償総額は未決定のままとされたのである。⁽²⁴⁾

注(22) Stolper, G., „Erfüllungspolitik?“, in: *Der Deutsche Volkswirt*, 6. Jg. 1932, S. 511 sq.

(23) Krosigk, Lutz Schwerin von, „Reichshaushalt und Reichsfinanzen,“ in: *Probleme des deutschen Wirtschaftslebens. Erstrebtes und Erreichtes*, hrsg. v. Deutschem Institut für Bankwissenschaft und Bankwesen, Berlin und Leipzig 1937, S. 457.

しかし、20年代後半期のドイツの中央財政は、この規定通りに均衡を保ち得たのであろうか。答は否である。しかし、当時公表された予算統計は事態を歪曲して伝えているので、差当り、事後的に確定された収支統計⁽²⁵⁾に従って財政運営の実態を明らかにしておかねばならない。

周知のように、第一次世界大戦の時期から1930年代に至る約20年間は、1871年の統一以来のドイツの全公共支出の成長過程において、最も集中的且つ大規模な転位現象の見られた時期であった。⁽²⁶⁾ 当面の1924~30年度のライヒ財政に限って見るならば、一般会計・特別会計の歳出純計は、約44億RMから87億RMへと倍増していることが明らかである。他方、この間の経常収入は、49億RMから72億RMへと増加したに止まっている。

要するに、この間、財政規模は著しい膨脹を示す一方、財政収支は、1924年度を別として25年度以後一貫して歳出超過を記録していたのである。この歳入不足は、当初、前年度剰余金の繰入れ、24年度の貨幣鋳造収入を財源として形成されていた運転資金基金の取崩し、長期債の発行によって補填されたが、28年度からは、これらの操作によっても猶補填し切れぬ程の歳入不足、すなわち歳計欠損が計上されることとなる。この補填は、短期債の発行と借換、さらにはライヒ保有資産の売却による他はない。28年度以後、ライヒ財政はそれ程に窮乏化の様相を濃くしていたのである。

従って、この時期のライヒ財政は、ドーズ案の規定する意味での均衡予算ではなかった。ドーズ案が賠償債務の調達方式として租税による購買力の強制的移転を予定していたのに対して、現実には、それは、貨幣鋳造収入と公債の発行によって調達されていた、と見ることができるであろう。⁽²⁷⁾ しかもこの赤字規模は、1925年度以後年々増大していったのである。この実態は、1927年頃まで複雑なライヒ予算収支の形式によって糊塗され、事実上赤字であるものが黒字と表示されさえした。⁽²⁸⁾ もしも大蔵省当局が意識してこの操作をおこない、名目上は均衡予算のもとで信用創出手段を行使し、追加的な有効需要の供給をおこなって所得を派生させ、既存の民間購買力を削減することなしに賠償債務を調達しようとしていたのであれば、それは、財政政策が連合権力による統制に服さしめられていた状況のもとでの、権力の狡智と言うべきかも知れない。

ライヒ財政の赤字化の内政的関連は、ここでは詳論すべくもないが、その主因は、1926年度より28年度にかけての大幅な減税の実施にあった。その最大のもは取引高税の減税であり、また、鉄

注(24) „Bericht des von der Reparationskommission eingesetzten ersten Sachverständigenkomitees vom 4. April 1924“, in: *Dokumente der Deutschen Politik und Geschichte vom 1848 bis zur Gegenwart*, hrsg. v. Hohlfeld [以下 *Dokumente* と略記], Bd. III, S. 134~6.

(25) „Die Haushaltsgebarung des Reiches seit 1924“, bearbeitet in der Volkswirtschaftlichen und Statistischen Abteilung der Reichsbank, in: *Deutsches Zentralarchiv Potsdam (DZA), Die Deutsche Reichsbank*, Bd. 33/296-314, Bl. 281-2. (大島『大恐慌初期におけるドイツの財政過程』「経済学年報」慶應義塾経済学会, 12号, 300~1頁所収)

(26) Andic, Suphan and Jindrich Veverka, „The Growth of Government Expenditure in Germany since the Unification“, in: *Finanzarchiv*, N.F., Bd. 23, Heft 2, S. 192.

(27) Lüke, Rolf E., *Von der Stabilisierung zur Krise*, Zürich 1958, S. 93, 96.

(28) *Deutschland unter dem Dawesplan. Bericht des Generalagenten vom 10. Juni 1927*, Berlin 1927, S. 34~5.

道運賃の引下げであった。労使関係の国家による仲裁制度に支えられて賃金支払が増大するなかで企業の税負担を軽減しようと計ったものである。しかも他方では、ライヒ公務員の給与が大幅に引上げられ、地方公共団体もまたこれにならって、政府支出は一層膨脹した。ヴァイマル体制下での大衆社会化状況の進行、集団の噴出とその利益の政治化が、議会過程を通じて予算政策を衝き動かしていたのである。そして、この議会に対して、前述のように予算収支の実態は隠蔽されていたのであり、⁽²⁹⁾ 財政の放漫化はこれによって一層促進されることとなった。

b) 賠償協定の改訂と財政政策

ライヒ予算書の複雑な形式のもとに隠蔽された財政の赤字化傾向を初めて俎上にのぼせたのは、賠償総務官ギルバートであった。1926年11月発表以後のその報告書において、彼がこの点についてライヒ財政政策を批判し、予算の公表された諸計数を組直して財政収支の実態を明らかにしようとしているのを見ることが⁽³⁰⁾ できる。この場合、彼の主要な関心は、ドイツをして均衡予算を維持しつつ賠償債務を調達させることにあり、財政金融の連合国管理がかえってドイツにおける権力の統制と責任を空洞化しているという認識に立っていた、⁽³¹⁾ と言えよう。彼は1927年10月、ライヒ政府に覚書を送って、その財政金融政策を批判し、⁽³²⁾ 更に、12月の報告書において初めて、連合国権力の監督と送金保護規定との除去、ドイツ自らの責任による賠償債務の履行という構想を明らかにした。⁽³²⁾ それは、ドーズ案から離れて、賠償総額の決定も含む協定の改訂に応ずる用意のあることの表明であり、やがてヤング案として結実する内容に他ならない。ライヒ財政収支状況の悪化は、協定改訂へと踏切る契機をギルバートに与えたのである。

ライヒ政府の側でも、ギルバートの覚書に反論はしたものの、財政収支状況の悪化を否定し続けることはもはや不可能であった。1928年度予算の提案に当って当時の蔵相ケーラーは、同年1月、1924年度の剰余金は既に全額費消され、運転資金基金の残高は僅少に過ぎず、貨幣鋳造収入はもはや期待すべくもないことを議会に告げねばならなかった。社会民主党(当時野党)のヒルファディンク⁽³³⁾の言葉をかりるならば、「この遺産をめぐって誰も奪い合いなどしようもない」状態であった。しかし、この時既にライヒ財政は、現行の負担を倍以上も上廻る12.5億RMの賠償年次金を予算よ

注(29) 猶、地方政府においても借入依存が増大した。就中、市町村団体は公共投資需要の増大に伴い、その資金調達を借入によった。また、その一部は海外での起債に向い、直接間接にドイツの外資依存の増大に寄与した。Stucken, R., *op. cit.*, S. 73~4.

(30) Lüke, R.E., *op. cit.*, S. 80~96 は、このギルバートの検討の跡を後日発表された信頼可能な財政統計と比較して紹介している。ギルバートは事態を略正確に把握していたと思われる。

(31) „Denkschrift des Reparationsagenten Parker Gilbert vom 20. Okt. 1927“, in: *Dokumente*, Bd. III, S. 178~9. その一節には次のように述べられている。「現在までの傾向が妨げられずに続くならば、その結末は、深刻な経済の後退と不況、国の内外におけるドイツの信用の激しい動揺に到ることは、殆ど確実である。」しかし、ライヒ政府は、ギルバートの批判を不当と反論したため、彼は12月の報告において次の行動に出たのである。

(32) *Bericht des Generalagenten vom 10. Dez. 1927*, Berlin 1927, S. 186~7.

(33) *Akten der Reichskanzlei Weimarer Republik. Das Kabinett Müller II*, hrsg. v. K.D. Erdmann und W. Mommsen, Boppard am Rhein 1970, Bd. 1, S. LIV.

財政政策と賠償問題

り調達せねばならない標準年度の開始(1928年9月)を目前に控えていた。事実、1928年度予算においては、過去の蓄積は完全に使い果たされ、一層多額の赤字を記録することになる。ライヒ政府自体にとっても、財政上の理由から、賠償負担を削減すべく協定を改訂することが緊急の課題となったのである。

賠償協定改訂の交渉は、1929年2月9日よりパリにおいて、オーウェン・D・ヤングを議長とする専門委員会によって始められた。この委員会は6月7日に報告(所謂ヤング案)を提出、8日の各国政府代表による第1回ハーグ会議でラインラント撤兵が承認され、翌年1月の第2回ハーグ会議でヤング案が成立、ドイツはこれを3月13日批准した。この賠償協定改訂交渉の過程と、財政危機が尖锐化しつつあった1929年度の予算政策とは、どのように関連しあっていたのであろうか。

1929年3月19日、ライヒ政府は、財政経済政策上の当面の改革案に関する覚書を作成して、パリにおけるドイツ側専門委員シャハトの手を通じてこれを専門委員会に提出した。その内容は、赤字財政からの離脱、就中、特別会計における借入依存の解消等、従来ギルバートによって批判されてきた財政運営方式の改善を約束すると同時に、当面は財産税・ビール税の増徴、更に、近い将来には失業保険財政の改革、地方財政制度の改革等を予定していることを明らかにしたものであった。⁽³⁴⁾ この覚書は、もともと、専門委員会において報告作成の鍵を握り、健全財政主義に重きを置くアメリカ側専門委員に対する説得の資料として、シャハトがライヒ政府に作成を要請したものであった。新賠償協定がドイツに対して一層の健全財政を要求するであろうことは、極めて明らかであった。⁽³⁵⁾

それにしても、専門委員会における連合側側の要求は、賠償年次金額ではドイツ側の提案を大きく上廻り、後に見るように、送金保護規定の撤廃にしてもドイツに不利なことは明白であった。ドイツ側専門委員が4月17日の覚書における自らの提案に固執すれば、パリでの交渉は破産することが明らかであった。ドイツが妥協を強いられたのは、先ず信用危機の発生が予想されたからである。改訂交渉においてドイツの屈服を余儀なくさせるという政治的動機から、フランス政府と中央銀行当局の指示のもとに資金の引揚げがおこなわれて、ドイツの金・外貨準備は激減し、法定準備率を割るかも知れぬ状態に直面し、また、ベルリン大銀行には大量の信用解約予告がおこなわれて信用恐慌の発生がおそれられるに到ったのである。更に、29年4月から6月にかけて相つぐ国庫危機の発生がヤング案への署名を余儀なくしたのである。その経過の詳説を措くとすれば、要するに、ライヒ大蔵省が、国庫資金の不足を補填すべき信用を金融市場逼迫のため国内では調達し得ず、アメリカの銀行デロン・リードに求めたのに対して、デロン・リードは、信用供与の条件として専

注(34) „Denkschrift über das finanz-, staats- und wirtschaftspolitische Reformprogramm. 19. März 1929“, in: *Ibid.*, Bd. 1, Nr. 156, S. 496~9.

(35) „Bericht des Reichsbankpräsidenten über die Pariser Sachverständigenkonferenz. 12. März 1929“, in: *Ibid.*, Bd. 1, Nr. 152, S. 488. しかし、その内容はシャハトを満足させるものではなかった。この経過については、*Die Entstehung des Youngplans, dargestellt vom Reichsarchiv 1931-1933, Boppard am Rhein 1970, S. 40-1* を参照されたい。

門委員会におけるヤング案へのドイツ側専門委員の署名を要求したのである。⁽³⁶⁾

ドイツ政府がヤング案を受諾したのは、たしかにこれによって国家主権にかかわる要求がみたされ、また、当面若干の負担軽減が見込まれたからである。しかし、それにしても、深刻化しつつあった財政危機がパリでの交渉能力を弱め、妥協を不可避としたこと、その対外、就中、対米金融依存が、ドイツにとっては当面の暫定協定でしかないヤング案を受容せざるを得なくした主要な要因であることもまた、たしかである。

さて、署名されたヤング案は、批准される以前より既にライヒ財政を規制する枠組となって、財政政策上の選択可能性を著しく狭く限定する作用を果たした。このことを明示しているのが、1929年末の国庫危機をめぐるシャハトとライヒ政府との対立抗争であり、更にまた、1930年度予算の編成・審議における諸政党の対立とミュラー大連立政権の崩壊である。以下、その要点のみを摘記しておく。⁽³⁷⁾

年末国庫危機の対策に関してシャハトが政府に要求したのは、ヤング案の成立によってあらためて要請される均衡予算の実現であり、しかも赤字の補填を、ドーズ案からヤング案への切換えに伴う年次金節約分によってではなく、増税によって実現することであった。シャハトの後立てとなっていたのは、かのディロン・リードであった。後者は、ライヒ大蔵省の信用供与の要請を拒否して、ミュラー政権と大蔵省がシャハトに「降伏」⁽³⁸⁾せざるを得ないように仕向けたのである。これには更に、この起債がヤング案のもとで近い将来に予想される賠償債務の動産化を困難にすることを恐れたフランスの抗議とギルバートの批判が加わった。事実、シャハトはその意志を貫徹することができた。

1930年度予算政策の決定もまた、この枠組の規制を受けざるを得なかった。折しもライヒ議会は、予算と並行してヤング案を審議中であった。後に見るように、ヤング案の議決に先立って財政健全化のための立法措置を講ずべきだとする中央党のブリューニクの所謂連結議決提案が出されたのは、この過程においてであった。3月初旬、可及的速やかに財政措置をとるというライヒ大統領の説得によってこの提案が撤回され、ヤング案が可決された後、予算政策上の最大の争点として失業保険財政の赤字解消策が残された。当時のライヒ財政赤字の主因たる失保財政について、給付削減か保険料率の引上げかをめぐって人民党と社会民主党（共に与党）、資本家団体と労働組合の対立が激化し、与党間での合意を達成し得ずに、3月27日、ミュラー大連立政権は遂に崩壊したのである。

失業保険財政の赤字増大は、恐慌の作用が財政面に現われ始めたことを意味している。この処理に当って借入依存に頼ることは、新しい賠償協定のもとではもはや不可能であった。かつて「赤字

注(36) 以上の経過については次の文献を参照されたい。Schacht, H., *op. cit.*, S. 90 sq.; Brüning, H., *op. cit.*, S. 152; *Entstehung des Youngplans*, S. 299 sq.; Wandel, E., *op. cit.*, S. 255~61; 大島, 前掲論文, 312~20頁。

(37) 以下に述べる事実の詳細については、大島, 前掲論文, 335頁以下を参照されたい。

(38) Stolper, G., „Kapitulation“, in: *Der Deutsche Volkswirt*, 4. Jg. 1930, S. 435.

の限度一杯まで⁽³⁹⁾ 拡大されてきた財政は、ヤング案が成立し恐慌期に入ると共に、均衡と緊縮に転ずることになる。議会に多数派与党を持つものとしてはヴァイマル期最後のミュラー政権は、この転換における負担の配分に破れたのであった。

3. ヤング案の成立——中間総括

本稿の前半を終わって後半に移るに当たり、ここで、ヤング案をめぐる事態の主要な関連を概括しておくこと⁽⁴⁰⁾としたい。

前述のドイツ側の改訂要求にアメリカ政府が事実上応じたことについては、金融資本が改訂への共働を政府に促したことが重要である。アメリカの金融資本は、1928～9年の当時も猶、ドイツを過剰資金の有利な投資対象と看做しており、その金融的利益の安全を確保するために賠償問題の最終解決を必要としたのである。他方、フランスにおいては、1929年8月に予定される対米戦債協定の批准に先立って賠償問題を最終的に確定しようとする意図が支配的であった。アメリカ政府が、ドイツの賠償支払が中止された場合にも猶、フランスの対米戦債の支払停止を認めていなかったことから、フランス政府は、賠償債務と対米戦債との間の金額と支払方法の連結を明確に規定しようとしていたのである。

この間、連合国とドイツの双方と密接な接触を保ってこれらを交渉の座に就かせたのは、賠償総務官ギルバートであった。彼は、前述のように、ドイツが賠償債務の調達に当って均衡予算をとっていないことを厳しく批判していたが、更に、賠償の送金に必要な外貨を商品貿易余剰によってではなしに外資流入によってドイツが得ていることに強い危惧の念を抱いていた。取得された外貨は専ら賠償送金に充てられるから、信用恐慌が発生した時には、外資の本国への還流はもはや不可能となっているであろうことを、ギルバートは恐れていたのである。彼を協定改訂へと向寄せた理由はこの点にあった、と見てよいであろう。

改訂交渉と新協定の成立とにおいて決定的な役割を果たしたのは、ヤング等のアメリカ人専門委員であった。パリでの専門委員会の協議が、4月17日のドイツ側専門委員による新協定案の覚書の提出とフランスのこれに対する反撃とによって危殆に瀕したとき、ヤングとトーマス・ラモント(モルガン商会所属)とは、フランスに対して戦債協定の批准未了という事実を引合いに出して態度の緩和を迫り、交渉を破綻から救ったのである。また、協定改訂のひとつの焦点であった賠償債務の動産化・商業化は、有力な銀行家たるラモントの専門委員としての活動と、その背後にあるアメリカ金融資本の協力なしには実現不可能であった。賠償債務の動産化とは、国際決済銀行の要求があ

注(39) 1926年2月、当時のライヒ蔵相ベーター・ラインホルトの議会で演説より、*Verhandlungen des Reichstags*, 231 Sitzung, *Stenographische Berichte*, S. 7976.

(40) 以下の叙述については、特に注記するものを別として、Wandel, E., *op. cit.*, Kap. VIII und IX に負うところが大きい。

った時ドイツは賠償公債を発行するという規定を指すものであったが、それは、これによって連合
 国政府に代って各国の金融資本が対独債権者となり、従ってまた、今後の政治交渉による協定改訂
 の可能性を消滅させるものとして、殊にフランスが強く要求したものであった。この賠償公債の引
 受発行は、規模が大であることから、ニュー・ヨークの資本市場の協力なしには考えられないもの
 であった。

成立したヤング案は、アメリカや連合国からは賠償問題の最終解決と看做されたとしても、ドイ
 ツにとっては、当面の暫定協定以上のものではあり得なかった。たしかに、賠償支払総額や完了年
 次は確定したし、当面はドーズ案の場合に比較して年次金負担額も削減された。ライヒ銀行や郵便、
 鉄道の連合国管理は廃止され、ラインラントからの早期撤兵も認められて、国家主権に関わる要求
 は実現された。しかし、こうした成果と引換えに、ドイツは、ドーズ案にあった送金保護規定を失
 ったのである。もっとも、交渉に入る以前から、連合国側にこの規定を廃止する意図があることは
 明らかであったから、正確には、ドイツは、この規定を断念する代りに一層大幅な年次金負担の削
 減を得ようとして、これに失敗したといふべきであろう。

ドーズ案における送金保護規定は、ドイツ通貨の対外価値の安定を脅かすと見られる場合には、
 直ちに外貨による連合国への送金を全面的に停止することとし、この停止には特に予め期限を定め
 ず、しかも、この停止の判断は、直接は賠償委員会、間接的には連合国政府によって指名された送
 金委員会の責任においておこなうこととしたものであった⁽⁴¹⁾。これに対して、ヤング案においては、
 ドイツ政府は、賠償債務を外貨で新設の国際決済銀行に払込むこととなり、条件付年次金(賠償年次
 金のうち約7億RMの無条件年次金を超える部分)について2年を限度とした支払猶予制度が設けられ
 た。そして、支払猶予の必要の判断はドイツ政府に委ねられ、90日間の予告をもって発動されるこ
 ととなった。しかし、外資依存度の高いドイツの信用構造のもとでは、この予告がドイツの金およ
 び外貨の枯渇を対外的に宣言するに等しいことから、直ちに信用の国外流出、更には、信用恐慌が
 招来されるものと想定され、この規定の実効の程は疑問視されざるを得なかった。

最後に、ヤング案の予定した賠償債務の債権国別分布と、対米戦債と賠償の関連とについてその
 概要を明らかにしておかねばならない。先ず、ドイツが支払う無条件年次金総額 226.4 億 RM の 81
 % はフランスが受取る。この部分は、戦債と賠償債務の純計額におけるフランスの純受取分に略等
 しい。条件付年次金は大体そのまま対米戦債の支払に充てられるからである。年次金に無条件部分
 と条件付部分の区別のある 1965/66 年度までのドイツの支払年次金総額は 769 億 RM だが、この
 うち連合国の純受取額は 262 億 RM (34%) であり、他の部分 507 億 RM (66%) は連合国の対米戦債
 の支払に充てられる。1966/67 年度以後は、無条件年次金は消滅して条件付年次金のみとなり、結
 局、1930/31 年度より 87/88 年度までの全期間について見れば、ドイツの支払う 1,107 億 RM のう

(41) *Ibid.*, S. 113 sq.

財政政策と賠償問題

ち、連合国の純受取額は262億RM (23.6%)、連合国の対米戦債の支払に充てられる分が845億RM (76.4%)である。従って、賠償債務と対米戦債の全循環における最大の債権国は、ドイツの支払の4分3余を受取るアメリカ合衆国であり、フランス(約17%)がこれに続くことになる。⁽⁴²⁾

要するに、ドイツは、この新協定によって、自らの責任で通貨価値を維持しつつ賠償債務を履行すべき立場に置かれ、当面の若干の負担軽減にも拘らず、財政金融政策の運営は一層緊縮的たるを得ないことが確実であった。1929年には、ドイツの商品貿易は若干の出超を記録したものの、資本勘定は依然受取超過であり、流入するアメリカの資金への依存に変化はなかった。⁽⁴³⁾ 他方、アメリカは、ヤング案実現の過程において、ドーズ案の場合と同様、主導的な役割を果たした。新しい要素は、ヤング案の報告の特別覚書において、戦債と賠償とが不可分の関係にあることが確認されたことである。アメリカ政府は、公式には依然としてこの関係の存在を否認し、専門委員会がこれに言及したことに抗議したけれども、それにしても、この関係はここで漸く公認されたのである。このことは、ドイツがヤング案を暫定協定と看做してあらためて最終解決を志向するに際して、交渉の相手は結局アメリカであることを明示するものであった。

政治的たると商業的たるとを問わず、債権・債務関係によってドイツを支配し、賠償問題の最終解決の鍵を握っているのは、ヤング案成立以後においてもアメリカであった。しかも特徴的なことに、アメリカ政府は、ヤング案の成立と実行に公式には「欠席」したままであった。⁽⁴⁴⁾ ハーグ会議に出席しなかったのみでなく、賠償債務の管理に当る国際決済銀行にも連邦準備制度の代表を参加せしめず、かの不干渉主義を標榜し続けていたのである。他方では、商業債務よりも政治債務に一層大なる利害を持つフランスが、1926年以後の通貨安定を基盤として国際金融市場における支配力を強めつつあり、ヨーロッパの国際政治において従来にまさる発言力を持ち始めていたのである。

III ブリューンク財政と賠償問題

1. ブリューンクの政策構想

a) ブリューンク財政の発端

「この内閣は、一般の見解に従ってライヒにとって死活とされる諸課題を最も短時日の間に解決するという目的をもって形成された。……ヤング案をめぐる長期間の交渉の結果未だ猶完了していな

注(42) *Ibid.*, S. 266-7; *Finanzen und Steuern im In- und Ausland. Ein statistisches Handbuch*, bearbeitet im Statistischen Reichsamt, Berlin 1930, S. 258 sq.

(43) 1930年末のドイツの対外債務残高258億RMのうち、短期債は150億RM (内アメリカ44億RM, オランダ27億RM, イギリス26億RM, スイス23億RM, フランス8億RM, その他), 長期債は108億RM (内アメリカ56億RM, オランダ19億RM, スイスとイギリス各11億RM, フランス5億RM)であった。 *Untersuchungen des Bankwesens 1933*, II. Teil, *Statistiken*, Berlin 1934, S. 462-3.

(44) Schmitt, C., *op. cit.*, S. 175.

い財政・経済上の諸措置は、直ちに実行されなければならない。財政および国庫の状態の健全化、困難な財政事情のもとにある州および地方への援助は緊急を要する。財政および国庫状態を急速に秩序あるものとする事なしには、経済の負担の差迫って必要な軽減の保証や失業の緩和はあり得ない⁽⁴⁵⁾」。

1930年4月1日、組閣直後に議会でおこなわれたこの政府声明は、財政の健全化を緊急第一の課題として提示したのであり、少なくとも同年夏までの政策は、特に明示的に賠償問題と結びつけられることなしに、この線に沿って展開されることになる。当面未成立であった1930年度予算は、4月中旬、議会審議を通じて成立を見た。しかし、間もなく明らかとなる年度内収入欠損に対処するための措置は、7月初旬までの議会において合意に達し得ず、ライヒ政府は、所得税付加税等の増税を中心とした財政措置を、7月16日、憲法48条の規定に基づき大統領令として公布した。これに対して議会は、同じく憲法の規定によってこれを採決に付して否決し、解散された。そして、7月26日に、16日付のものと同様の措置が大統領令によって施行された。

ブリューニク政権の財政健全化政策においては、手段の選択に当って、政党間の妥協の達成とか大衆の支持をつなぎとめるといった考慮は殆ど払われなかったし、予算の均衡達成それ自体が目標とされていた⁽⁴⁶⁾。政策論としては、有効需要水準に対する抑圧的作用の認識を欠くものであったことは勿論として、考慮されていたのは、主として経済活動の費用・価格の水準や構造への作用であった⁽⁴⁷⁾。いずれにせよ、ブリューニクをして予算の均衡にそれ程高い優先順位を与えさせたのは、当面はヤング案成立以後の事態についての判断、後には賠償問題の最終解決のための対外政策上の判断であった。

賠償問題との関連においてブリューニクの財政観が形成されてくる過程については、次のような脈絡を見ることができるであろう。彼がライヒ財政問題に関与するようになるのは、1927年、ヒルファディンクと共に、財政政策を長期的視野において検討する超党派組織を形成して以来のことであるが、一層積極的には、1929年度予算の議会審議の過程においてであった。同予算の均衡化措置に関する与党間の財政専門家による協議に中央党より彼が参加し、時の蔵相ヒルファディンクをたすけて合意の達成をはかった⁽⁴⁸⁾。この協議において、政府の増税提案を緩和するために支出の削減が決定され、この合意に基づいて予算は成立を見た。それは、ヴァイマル共和制成立以来初めての、

注(45) *Frankfurter Zeitung*, Nr. 247 vom 2. April 1930.

(46) Helbig, Wolfgang J., *Die Reparationen in der Ära Brüning. Zur Bedeutung des Youngplans für deutsche Politik 1930 bis 1932*, Berlin 1962, S. 32.

(47) Sanmann, Horst, „Daten und Alternativen der deutschen Wirtschafts- und Finanzpolitik in der Ära Brüning“, in: *Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik*, 10. Jahr, Tübingen 1965, S. 113 sq. 前掲注(46)の問題点と合せて、これらはブリューニク財政の対内的関連として、折をあらためて論ずべき問題であり、ここでは立入らない。

(48) Brüning, H., *op. cit.*, S. 116.

(49) *Ibid.*, S. 140.

議会による予算案の減額修正であつた。⁽⁵⁰⁾

他方、略同じ時期に進行中だったパリ交渉については、ブリューニクは否定的な見解をとっていた。第一に、交渉の時期の選択についての批判があつた。外資の流入が順調で公定歩合を1%引下げる(29年1月)ができる程安定していたこの時期に、ラインラント撤兵の早期実現を急ぐの余りに交渉の席に着くことは、ドイツの賠償負担能力を高く評価されることになる⁽⁵¹⁾と彼は見ていた。この判断は、後に彼が、恐慌によって経済と政治の危機が深化するなかでこそドイツは賠償交渉を有利に展開することができる⁽⁵²⁾と考えたと、まさに軌を一にするものであつたと言えよう。第二に、ヤング案の内容に関しては、送金保護規定の廃止にブリューニクは重大な危惧の念を抱いていた⁽⁵³⁾。信用恐慌を誘発することなしに支払猶予制度を發動させることが如何に困難であるかは、後に彼が身をもって経験せざるを得なかつたところである。

いずれにせよ、ヤング案が成立した以上、財政面から通貨不安を醸成せしめぬ措置、すなわち、予算における均衡の達成と国庫状況の改善こそ、緊急の課題とされたのである。1930年春に中央党がおこなつたヤング案と財政措置との連結議決提案は、⁽⁵⁴⁾同党にとっては党内妥協の産物であつたにせよ、党指導者たるブリューニクの以上の如き状況理解に負うものであつたことは、明らかである。ライヒ首相に就任した後のブリューニクが、その政権の第一の課題として財政の健全化を掲げた場合にも、同じ状況理解に基づいていたと見ることができるであろう。

それにしても、9月のライヒ議会選挙以前のブリューニク政権には、それ以後の時期におけるように、賠償問題の最終解決を政治課題の中心に据えてすべての政策運営をこの観点から律するといった緊迫した様相は見られない。この様相の変化は、直面する恐慌の及ぶべき広さや深さについての認識の変化に負うものであつたと思われる。1930年の前半には、他の諸国でも、政治指導者達は比較的楽観的に事態を見通していた。ブリューニクの場合、楽観的だつたとは言えないまでも、恐慌の深刻さが明確な輪郭をもって把握され、その認識に立って政策が構想されるようになるのは、この年の夏以後であつたと言つて誤りではないであろう。

b) 賠償問題の最終解決

1930年9月14日のライヒ議會議員選挙は、従来になく高い投票率を記録し、更に、左右両翼の反ヴァイマル政党の目覚しい進出をもたらした。就中、国民社会主義ドイツ労働者党は、従来の12議

注(50) „Finanzieller Überblick über den Haushalt 1930“, in: *Verhandlungen des Reichstags*, 4. Wahlperiode 1928, Bd. 441, *Drucksache*, Nr. 1993, S. 2.

(51) Brüning, H., *op. cit.*, S. 138.

(52) 後述参照。猶、この点は、ブリューニクの信任の厚かつた当時の大蔵次官ハンス・シェッファーの強調するところでもある。Kaltefleiter, Werner, *Wirtschaft und Politik in Deutschland. Konjunktur als Bestimmungsfaktor des Parteiensystems*, Köln und Opladen 1966, S. 86 所収のシェッファーの書簡を参照されたい。

(53) Brüning, H., *op. cit.*, S. 138.

(54) この提案の経過の詳細については、大島、前掲論文、357頁以下および367頁所収の注(162)、Brüning, H., *op. cit.*, S. 150~6 を参照されたい。

席から一挙に107議席を確保するに到った。この結果の別の面は、当然、中間政党の著しい後退であった。選挙のこのような結果が原因となって、ドイツの証券市場は約10%の相場の低落を記録し、また、選挙の3日後からは、急激な金および外貨の流出が起った。フランス系の資金の引揚げとドイツ資本の流出を主体としたものであった。この政治的衝撃の作用は、10月後半に終息したけれども、その後経済恐慌の作用は寧ろ強まり、失業者は増大し、ライヒ、州、市町村の財政難は一層深刻となった。

この9月選挙直後の時期に、ブリューニクは対外的関連において事態をどのように見、また、政策を構想していたのであろうか。10月6日のヒットラーとの会談や12月頃のヒルファディンクやライヒ銀行総裁ハンス・ルターとの会話に関するブリューニク自身の記録のなかから、これを再構成して(55)みることにしたい。

ブリューニクによれば、この恐慌は4～5年の長期に亘って持続するものと思われた。従って、回復は早くて1932年、本格的には35年頃となるであろう。そして、この恐慌の過程において特に深刻な事態として発生を予見されていたのが、信用恐慌であった。その原因は、第一次大戦後の再建金本位制が金為替本位制となったことにある。戦後の国際的な信用拡張の過程において、大陸諸国の中央銀行が発券準備に金為替をも加えるに到ったことは、結果的には、一国において信用の流出は容易にパニックを発生させ、かつ又、それは戦前に比べて遙かに急速に他国へと波及せざるを得ないであろう。ドーゾ借款によって初めて通貨安定を達成し、その後も外資、就中、外国短期資金に依存して経済活動を営んできたドイツは、この危険に取分けさらされている。ヤング案の採択に伴う送金保護規定の撤廃と賠償債務の動産化は、この危険を一層強めるものと考えられたのである。

この危険が現実のものとなるならば、賠償協定を含む国際的な債権・債務関係に拘束されているドイツは、債権国に対する政治的屈服を強いられることになるであろう。このような事態は必ずや回避しなければならず、まさにそのために、賠償の廃棄は軍縮問題と並んでライヒ政府の対外政策の第一の課題たらざるを得ない。

とはいえ、ヤング案を採択して僅か半年にしてドイツが賠償問題を提起するのは、外交上極めて困難である。賠償問題の提起に先立って、差当り次の二つの政策がとられねばならない。第一に、年末に予想される国庫の支払困難を克服することであるが、その資金を国内で調達することは不可能であり、これを外国の信用によって調達しなければならない。1928～29年の過程を顧みるならば、

注(55) 以下の叙述は、主として *Ibid.*, S. 192 sq., 221, 226～8 による。猶、ヒットラーとの会談は、選挙後の各党首との一連の個別会談の一環としておこなわれたものである。ブリューニクはここで、対外政策上の構想と同時に、右派連立政権の樹立、王制復古に到る内政改革の構想をも展開して、ヒットラーの協力を求めている。この会談については、Treviranus, Gottfried Reinhold, *Das Ende von Weimar. Heinrich Brüning und seine Zeit*, Düsseldorf · Wien 1968, S. 161 sq. にも簡単な記述がある。

財政政策と賠償問題

国庫状況の改善を含む財政の健全化は、次に述べる対外支払における外資依存の克服と並んで、賠償問題に関するドイツの交渉能力を高めるために逸することを得ぬ前提である。第二に、外資に依存することなしに対外支払をなしうるように、ドイツの対外経済関係を変えてゆかねばならない。換言すれば、貿易収支の赤字を資本収支の黒字によって相殺するという従来の国際収支の構造の変更である。当面は輸入、就中、農産物輸入の削減によって貿易収支の赤字を解消し、将来の方向としてはアウトルキーの実現を目指す。猶、財政の健全化は、恐慌下の企業救済を外国信用によらずにすませるといふ意味では、対外経済関係の変更にとっても不可欠である。

それでは、賠償問題はどのように提起さるべきであろうか。単なる部分解決ではなしに最終解決すなわち廃棄を要求して、アメリカにこそ向けられねばならない。恐慌の激化による危機状況の進行は、ナツイスの勢力の拡大、政府批判の過激化すらも、この交渉にとって有利であり、利用すべきものであった。アメリカが結局最後の交渉相手となるのは、20年代初頭以来賠償問題と戦債問題の不可分性が明らかであり、この両面における究極的な債権国たるアメリカの同意なしには、賠償の廃棄は不可能だからである。このような観点からすれば、当面、欧州諸国の対米結束を達成しなければならない。他面、賠償問題におけるフーヴァー政権の譲歩をかちとるためには、その見返りとして、フーヴァーが軍縮問題の成果を国内に誇示しうるようにドイツは行動しなければならないであろう。

かくて賠償問題の最終解決が達成されたとき、そして、外国信用によって20億RMの為替平衡基金を設定しえたときに、ドイツは通貨を20%切下げる。それは、1923年におけるマルクの過高水準での安定の弊害を除去するために他ならない。信用拡張政策は、この段階において初めて採り得るのであり、その時点以前には、ドイツは一見して計画性のないデフレ政策を追求することとなるであろう。

「回顧録」の叙述から、我々は略以上のようなブリューニクの状態認識と政策構想とを読みとることができる。ヒットラーとの会談等については第三者による詳細な記録が欠けているために、「回顧録」の叙述が事後的な修正や粉飾からどれ程自由であるかは定かではない。この点の判断はひとまず措く他はない。

差当り我々は、この叙述のなかから、ブリューニクが、1920年代の国際的な通貨信用体制、就中、ドイツの外資依存の信用構造に深い危惧の念を抱いていたことを見出す。これに加えて更に、送金保護規定の撤廃後の事態についての危機意識が彼にはあった。これらの状況認識が、彼をして賠償の除去を恐慌対策における第一の課題とさせたと見ることができよう。

しかし、この課題実現のための政策の特定化は、状況によって規定される。事実、全債務国の対米結束の如きは、後に見るように、不可能なことが直ちに明らかとなる。アメリカとの金融的結合に立脚してフーヴァーの介入を引出すことに成功したとしても、アメリカ政府の対独政策の他の一

面である不干渉主義に変わりはないから、賠償問題の解決には一層の曲折が不可避であった。また、ブリューニクにおいて賠償の除去と不可分に結びついていた国際金融市場におけるドイツの対外信用維持の志向は、国際通貨信用体制が分断され国家主義的傾向が強まってゆく状況のもとでは、国内政策の選択に著しい限定を加えることになる。

更に、ブリューニク自身の政策論がどのように現実の政策に具体化してゆくかは、政権内部、一層広汎には政策当局全般における彼のリーダーシップの如何に依存している。当時の内閣官房長官ヘルマン・ピュンダーのいうブリューニク政権の三頭政治⁽⁵⁶⁾——ブリューニクとヘルマン・デイトリッヒ（副首相・蔵相）とアダム・シュテッガーヴァルト（運輸労働相）——は、1932年初頭以後、次第に分解の様相を示し始めたし、財政金融政策の運営上枢要の地位にあったライヒ銀行総裁ルターとブリューニクとの関係は、1931年の信用恐慌以来明らかに亀裂を生じていた⁽⁵⁷⁾。これらの諸要因は、ブリューニク政権における政策の決定と執行に重要な作用を及ぼさざるを得なかった。

以下では、主としてこのような関心から、1930年夏以後32年前半までの財政過程に注目して、賠償問題の果たした役割を明らかにしてゆくこととする。

2. 財政過程における賠償問題

1930年夏以後のブリューニク政権の財政政策の展開は、賠償問題との関連からすれば、1931年6月20日のフーヴァー大統領によるモラトリウム宣言の前後で二分して見ることができよう。第一の局面においては、まず、30年12月の第一次大統領令公布までの、賠償問題の提起に備えて財政上の条件を整備する過程があり、更にまた、1931年春にかけての、対外交渉への摸索の過程がある。後者においては、主としてアメリカとイギリスへの接近が試みられ、そのひとつの結果として、31年6月初に英独首脳会談が実現する。これと同時に、国内では第二次大統領令が公布された。その前後より信用の流出が激化するなかで、摸索の他のひとつの結果として、6月20日、フーヴァー大統領のモラトリウム宣言が出された。しかし、信用恐慌は一層激化して、遂に7月13日より3日間、ドイツの全金融機関の窓口閉鎖において頂点に達した。

この時期以後の第二の局面は、7月下旬のロンドン会議とこれに基づく8月のウィギン委員会から、12月の国際決済銀行の特別諮問委員会、更に、1932年6月のローザンヌ会議へと賠償問題の国際協議が進められる時期である。この間、1931年9月20日には、イギリスが金本位制から離脱して

注(56) Pünder, Hermann, *Politik in der Reichskanzlei. Aufzeichnungen aus den Jahren 1929-1932*, hrsg.v. Thilo Vogelsang, Stuttgart 1961, S. 98.

(57) Brüning, H., *op. cit.*, S. 299-300. ブリューニクによれば、信用恐慌の過程におけるルターは、中銀総裁としては無能にして無策であった、と言われる。ブリューニクは、中銀指導者としては寧ろシャハトを高く評価していた。また、1931年9月以後には、為替管理政策や利率切下げ政策について、ブリューニクは屢々ルターの抵抗に遭遇している。 *Ibid.*, S. 349, 413-4 を参照されたい。但し、ルター自身は、ブリューニクとの政策志向の同一性と共働関係の存在を強調している。Luther, Hans, *Vor dem Abgrund 1930-1933. Reichsbankpräsident in Krisenzeiten*, Berlin (1964), S. 131-3 を参照されたい。

財政政策と賠償問題

平価を切下げた。これに対して、ドイツでは、為替管理政策が強化されると同時に、民間債務の支払停止協定が締結され、地方財政対策を主とした第三次大統領令が10月に公布されたあと、更に、12月には、賃金・物価・利子率等の10%切下げ措置を中心とした第四次大統領令が公布された。

これらの二局面について、以下では考察を進める。猶、1932年初頭以後の国内における労働振興政策形成と賠償問題との関連については、項をあらためて本稿の終章で考察することとしたい。

a) フーヴァー宣言まで

1930年7月の大統領令による財政措置にも拘らず、その公布後僅か2ヵ月しか経たない9月中ば過ぎ、同年度予算は更に巨額の赤字(年末までに5.8億RM、31年1~3月について2.5億RM)を見込まざるを得ないことが明らかとなった。⁽⁵⁸⁾ 9月23日、政府は、この赤字補填のために必要な5億RMの調達を、国内での借入が不可能なため国外にこれを求めて、アメリカの銀行リー・ヒギンソンとの交渉に入ることを決めた。約20日間に亘る交渉の末、10月12日、リー・ヒギンソンを中心とする国際銀行シンジケートとライヒ政府との間に1.25億ドルの借入協定が成立した。いうまでもなく、これが前記のブリューニクの政策構想における外国信用による国庫危機回避の措置に相当する。そして、この起債を最後に、外国よりの信用調達は当面不可能と予想され、事実この起債が、内外を問わず長期債の発行としてはヴァイマル期の財政において最後のものとなった。

しかし、この借款交渉が当時の財政過程において持った意味は、これに尽きない。財政の健全化は、ブリューニクの選択であると同時に、アメリカ金融資本の要求でもあったことを、それは明示していたのである。この交渉において、リー・ヒギンソンは、信用供与の条件として次のことを要求した。第一に、ヤング案の遵守、第二に、ギルバートの要求にどのように応えるかを明らかにすること、第三に、債務の償還について議会で立法措置をとること、以上である。このギルバートの要求とは、ライヒ政府の理解によれば、1927年に引上げられた分に相当する公務員給与の全面的若しくは部分的引下げ、失業保険財政がライヒ財政の負担とならないような手段をとること、ライヒ、州および地方団体の全予算制度の明確化と統合、更に、州および地方財政に対するライヒの監督の強化といった諸項目に亘るものであった。9月選挙後間もない時期で信用の流出が激しく続くなかで猶、借款交渉が成立し得たのは、ブリューニクがリー・ヒギンソンに対して、この要求実現の完全な保証を与えたことによる。かくてまた、ブリューニクは、リー・ヒギンソンの条件を後盾にして、自らの財政健全化政策を諸政党や諸集団に対して貫き、第一次以下の大統領令においてこれを實現していったのである。⁽⁵⁹⁾

ところで、ブリューニクがその政策構想のなかで述べていた輸入抑制措置としては、農産物に関する大幅な輸入関税の引上げと、特定商品に関する輸入規制とをあげることができる。前者につ

注(58) 1930年9月23日の国庫状況に関する政府部内協議の記録による。Bundesarchiv(BA), R43I/2366, K627958~61.

(59) 以上の経過については、1930年10月2日のビュンダーのメモ、および、これに付属する「質問書」と「回答」による。BA, R43I/2366, K627975~83.

いては、ミュラー政権当時より農業利益集団たる緑色戦線の圧力によって漸次引上げ措置がとられていたが、10月には小麦について、12月には飼料用大麦について一層の引上げが決定されている。後者の輸入規制措置としては、12月に油脂原料を指定したのを嚆矢として、次第に各種の食料品および原材料へと拡大されていった。これらは、国内農業の崩壊を阻止して農業集団の利益要求を充足すると同時に、従来の国際収支構造を変えて輸出超過によって賠償支払を可能とすることを旨とした措置として、ブリューニクが位置づけていたものである⁽⁶⁰⁾。

更に、12月1日に公布された第一次の「経済および財政の保全のための大統領令」は、当面の予算均衡化のための措置を規定すると同時に、先ゆき2年間の財政運営に関するライヒ議会の政府への授権を取りつけて、財政の最終的安定のための概則法を確立しようとしたものであった⁽⁶¹⁾。この大統領令の公布は、第二次や第四次のそのように賠償交渉上のステップと同時設定されていた訳ではないが、これによって、ブリューニクが、近い将来における対外賠償交渉を控えて、その前提条件を確立しようとしていたことは明らかである。この意味で示唆的なのは、ブリューニクが、この大統領令をもって、前述のギルバートの要求に代表される「世界の世論」へのドイツの応答と看做していたことである⁽⁶²⁾。

それでは、賠償問題提起のための対外接近はどのようになっていたのであろうか。リー・ヒギンソンとの交渉が続けられている間は、このための摸索が全く政府部内での予備的なものに終らざるを得なかった⁽⁶³⁾のは当然としても、借款交渉成立後も、ライヒ政府は、賠償問題提起のための契機を見出し得ないままであった。ブリューニクがヒットラーに語った欧州諸国による対米共同戦線の結成という構想については、戦債と賠償の分離に固執するアメリカのこれに対する拒否反応が予想されるところから、在米大使館は既に全く否定的な報告を送ってきていた⁽⁶⁴⁾。ヤング案の支払猶予規定に基づいて支払停止の予告をする場合には、直ちに外資が引揚げられ信用危機が発生するであろうことは、英・米・仏諸国の反応やその首都からの情報によって明らかであった⁽⁶⁵⁾。ブリューニク

注(60) Brüning, H., *op. cit.*, S. 203.

(61) *Ibid.*, S. 213. 具体的には、この大統領令は、当面の措置として1930年度における公務員給与の削減、支出の最高限度設定などの措置と、1931年度予算の均衡化のための主要な政策、1932年度以後に関する予備的な措置まで含み、対象も、ライヒ財政のみでなく、地方財政にまで及ぶものであった。

(62) 1930年11月30日の閣議において、バイエルン人民党所属の郵政相ゲオルク・シュッツェルが、税制統一措置をこの大統領令に含めることにバイエルンの地方的利害から反対の意を表明したのに対して、ブリューニクは次のように反論した。「ドイツの税制の領域における現行の諸関係を根本から改革すべしとする意見が、今や世界の世論として、賠償総務官ギルバートの報告を根拠に形成されている。そうである以上、ライヒ政府はこの法律(税制統一法)を断念することはできないと思う。(9月に発表したライヒ政府の)財政経済プランはこの法律を予告していたのであり、ギルバートの諸要求を世界の注目するなかで考慮に入れないとすれば、最も問題となっている外国に対して、このプランの信用政策上の目標は説得力を持ち得ないであろう。」BA, R43I/1447, D785382~3.

(63) 1930年10月4日の閣議議事録を参照されたい。BA, R43I/1446, D785029, 785033, 785063.

(64) 駐米大使キープの外務次官ビュロー宛の1930年9月30日付書簡、および、これに添付された外務省宛の報告を参照されたい。BA, R43I/2367, K628097~117.

(65) Bennett, Edward W., *Germany and the Diplomacy of the Financial Crisis 1931*, Cambridge 1962, p. 24 sq.

にとっては年末まで、ライヒ政府一般にとっては翌年初めまで、この摸索は何の成果も見出し得なかったのである。

他方、アメリカでは、10月のシャハトの講演旅行を契機に、ドイツにおける信用への不安が増大しつつあった。賠償問題の提起がこの不安を加乗して短資の流出を招くことは明らかであった。このような状況に直面して、ブリューニクは、先の政策構想に比べて一層具体的な政策の選択に迫られることになる。それは、賠償の廃棄という目標は変りないとしても、当面、賠償債務を履行して民間外資の支払停止を求めるのか、それとも、賠償の支払を停止して民間債務を維持するのか、のいずれかであった。ブリューニクが実際に選んだのは後者である。民間対外債務の支払停止はドイツの対外信用を崩壊させ、現に輸出超過となっていない以上、すべての対外支払が不可能となる。将来のことで言えば、賠償除去以後の経済復興のために外資を必要とする。そのためにも、ドイツの対外信用は国際金融市場において確保しておかねばならない。ブリューニクが前者をとらなかった所以は、これらの点に⁽⁶⁶⁾あった。

それにしても、賠償債務の停止は債権国の側から提案されねばならない。⁽⁶⁷⁾支払猶予規定の発動は、賠償の除去を直ちに意味するものではないし、この規定の利用も含めてドイツ側からの発議が直ちに信用危機を招来することは、30年秋の経過から既に明らかであった。ドイツ経済の外国短期資金への依存と、この短期資金の国際的流動とは、ブリューニクにとって、ヤング案の諸規定以上に深刻且つ破局的なものと考えられていた。⁽⁶⁸⁾

このような判断に立って、ブリューニクが局面打開の手がかりを求めたのは、先ずもってアメリカであった。1930年12月19日の駐独大使フレデリック・サケットとの極秘裡の会談において、ブリューニクは、主要諸国の首脳会談の開催を提案したのである。⁽⁶⁹⁾アメリカ側がこの提案に肯定的に対応して進展があるか見えながら、1931年1月末、偶然の事情からこれが一旦頓挫した後、ブリューニクはサケットを通じて更にフーヴァーの介入を求め続け、これによって後のフーヴァー宣言への道が備えられていったのである。⁽⁷⁰⁾この対米接近の試みには、更にまた、ルター⁽⁷¹⁾のそれが加わる。ルターは、1月初めにサケットと会談し、2月末には長文の書簡を送って、ドイツの対外債務の現状を指摘し、その履行は商品貿易余剰によってではなく外資の不断の流入によってのみ可能であったこと、一旦信用恐慌が起れば対外債務の履行は困難となること、このような信用機構の危機的状態は賠償体制が存続する限り解決できないことを強調している。⁽⁷¹⁾この書簡における短期債の

注(66) Brüning, H., *op. cit.*, S. 231~2.

(67) *Ibid.*, S. 224~5.

(68) *Ibid.*, S. 227.

(69) *Ibid.*, S. 222~4; Link, Werner, *Die amerikanische Stabilisierungspolitik in Deutschland 1921-32*, Düsseldorf 1970, S. 495~6. および Anm. 33) を参照されたい。

(70) Brüning, H., *op. cit.*, S. 230~1; Link, W., *op. cit.*, S. 496 sq.

(71) 1931年2月27日付のルターよりサケット宛の書簡。BA, R431/659 所収。猶、この書簡に関しては、そのために作成された1月12日付の資料と、これと略同時に起草されたと思われる草稿とがある。DZA, *Die Deutsche Reichsbank*, Bd. 33/252.

財政政策と賠償問題

長期債への借換というルターの提案は実現しなかったけれども、書簡そのものはワシントンに回付されて、アメリカ政府当局の危機意識を深める契機となったのである。⁽⁷²⁾

この間、ブリューニクは、イギリスへの接近をも試みようとして外務省幹部の反対に遭い、2月初旬、当面は全く私的なルートを通じて英独首脳会談の打診を始めた。⁽⁷³⁾ イギリス政府は結局これに応じて、3月14日、ドイツの首相と外相を招待する意向のあることを公式に表明した。この英独会談は、6月5～8日に開催された。ブリューニクは、この会談に合わせて第二次大統領令を公布し、財政緊縮措置を対外交渉の手段たらしめようとしたのである。

3月6日、ブリューニクは、政府首脳会議において、「賠償政策上の決定的な一步を踏出す」時点に合わせて、従来以上にきびしい予算均衡化のための措置を含む第二次大統領令を公布する意図を表明している。⁽⁷⁴⁾ 彼は、この会議の直前に英独会談の実現が確実であることを知らされていたと見られることから、⁽⁷⁵⁾ ここにいう「決定的な一步」がこの会談を指すものと見て誤りではない。当時議会で審議中であった1931年度予算案では赤字の発生が必至であることは、この時点で既に明確であったが、ブリューニクは意図的にその対策を当初予算から切離し、当初予算の議会審議による成立を図ると同時に、別箇に第二次大統領令の準備を進めたのである。

第二次大統領令は、約10億RMの赤字補填のために、人件費中心の支出削減、賃金税・申告所得税への追加税の賦課、砂糖税・関税の増税を規定し、更に、ライヒ予算財源による失業保険財政赤字補填の打切り、州および市町村における公務員給与の削減をも指示したものであった。

6月5日、英独会談開始の日、この大統領令と共に発表された政府声明は、「国民の窮乏の限界に到達したこと」と「賠償負担の過重」なることを明言したものであった。⁽⁷⁶⁾ 蔵相ディートリッヒは、この声明をライヒ政府の「宣戦布告」と呼んだが、⁽⁷⁷⁾ 正にそれは主要債権国に対して強烈な政治的衝撃を与えた。5月初旬のオーストリーの最大の銀行クレディットアンシュタルトの破産以来ドイツにも波及し始めていた信用の流出は、これによって一層激化した。金および外貨保有高は激減して、⁽⁷⁸⁾ ライヒ銀行が40%の法定準備率を維持できなくなるのは、もはや時間の問題と思われた。英独会談

注(72) Benett, E.W., *op. cit.*, p. 38~9.

(73) Brüning, H., *op. cit.*, S. 226 sq. 外務省幹部は、寧ろオーストリーその他の東南欧諸国との外交関係を重視していた。独奥関税同盟案は、このような観点から、ブリューニクの関知しない間に外務次官ビュローによって進められていた。Ibid., S. 263 sq.

(74) 1931年3月6日のライヒ国庫状況に関する協議におけるブリューニクの発言。BA, R43I/2368, K628328.

(75) Brüning, H., *op. cit.*, S.230. 従って、前記注(74)の彼の発言を、Link, W., *op. cit.*, S. 497 のようにフーヴァーの介入との関連で見るとには疑問がある。

(76) „Aufruf der Reichsregierung vom 5. Juni 1931“, in: *Dokumente*, Bd. III, S. 385.

(77) 1931年6月3日の閣議での発言。BA, R43I/1450, D786767.

(78) ライヒ銀行の金および外貨保有高は、5月30日には28億4700万RMであったものが、6月15日には19億4700万RM、23日には15億7800万RMへと減少し、その間券券準備率は59.9%より40.4%へと低下した。猶、1930年9月の信用流出においては、外国資金としてはフランス系のそれを主体としたものであったが、今回の信用流出は、フランス系に限らず多数の国の資金について見られた。Statistische Abteilung der Reichsbank, „Zur deutschen Kreditkrise“, S. 12, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 359.

財政政策と賠償問題

が直接何らの成果も生み得なかつた⁽⁷⁹⁾あとにこの状況に直面したブリューニクは、全く為す術もなく、事実上危機の深化を放任した。ブリューニク自身、このような事態の発生を予期してはいたものの、⁽⁸⁰⁾ 実際無為に過した⁽⁸¹⁾のは、銀行界が政治の介入を強く拒否していたからである。しかも、この間の信用の流出には、ドイツ系資金がかなりの規模で加わっていた⁽⁸²⁾のである。

かくて、6月19日、ライヒ銀行は信用引締政策の採用を決定し、政府部内の賠償問題協議においては、週明け(22日)には賠償の支払停止を宣言せざるを得ないこと、その際、無条件年次金についても送金の保証はもはや不可能であることを対外的に明らかにすることが確認された⁽⁸³⁾。フーヴァー宣言が発表されたのは、その翌日、6月20日であった。

世界の主要債権国に対するすべての政治債務(対米戦債と賠償債務)の支払を7月1日以降1年間停止することを提案したこの宣言は、ドイツは勿論として殆どの国々の政府の直ちに受容れるところとなったが、フランス政府のみは、受諾を7月6日まで遅延させた。これによって、宣言の効果は減殺され、信用不安は依然として解消されなかった。また、ドイツの信用恐慌は、ドイツの信用機構自体にも原因を持っていたから、寧ろ一層激化して、遂に7月13日の金融機関の閉鎖にまで到らざるを得なかった。

それにしても、この宣言は、アメリカ政府がドイツ経済の危機に無関心であり得ないことを表明したものであった。そして、不況によって既に打撃を受けていたアメリカ国内の金融体制を防衛し、世界的規模での経済・信用恐慌の展開を阻止し、あわせて、中欧における共産主義の拡大の危険に対処しようとするものであった⁽⁸⁴⁾、と言えよう。

その基礎には、アメリカの世界政策上の意図があった。アメリカにつぐ世界第二の金保有国として信用供与能力のあるフランスによって、あるいは、アメリカが参加していない国際決済銀行によって、ドイツの救済がおこなわれるならば、それは、アメリカのヨーロッパにおける主導権の喪失を意味する。更に、この宣言の契機は、アメリカの金融的利益が危機にさらされているという認識にあった。ドイツが自ら賠償債務の支払停止を要請したり、連合国が対米戦債について同様の行動に出るならば、これらの諸国の信用機構は危殆に瀕して、アメリカの資金の安全は確保し得ない。

注(79) その詳細については、次の文献を参照されたい。„Summary of the Discussion with the German Ministers at 'Chequers' on Sunday, June 7, 1931“, in: *Documents on British Foreign Policy 1919-1939* (以下 *British Documents* と略記), Second Series, Vol. II, 1931, p. 71 sq.; Brüning, H., *op. cit.*, S. 278 sq.

(80) 1931年4月上旬、ブリューニクは、外相と蔵相とライヒ銀行総裁に対して、6月までにフーヴァー大統領が賠償問題にイニシアティブをとらない時に起り得べき公然たる危機に準備しておくことを要請している。Ibid., S. 230~1.

(81) Born, Karl Erich, *Die deutsche Bankenkrise 1931. Finanzen und Politik*, München 1967, S. 86.

(82) ライヒ銀行統計局によれば、6月1日より7月10日までに同行がベルリン6大銀行に売却した14億3800万RMの外貨のうち約5億RMは、ドイツ資本の国外逃避のために用いられた、と推定されている。これ以外の金融機関による分を含めれば、その額は更に増大する筈であった。„Zur deutschen Kreditkrise“, S. 18~9. 猶、*「資本および租税逃避を禁ずる大統領令施行令」*が公布されたのは、1931年7月21日である。

(83) Brüning, H., *op. cit.*, S. 290~1; Luther, H., *op. cit.*, S. 170.

(84) Link, W., *op. cit.*, S. 501~2 による。

ブリューニングが、国際金融市場における対外信用の維持を優先させたことと、このアメリカの判断とは軌を一にしており、その意味で、両国の政府は利害を共通にし得た。シュトレゼマン以来のドイツ外交は、ここにその成果の一端を見出したのである。しかし、それは賠償問題の最終解決というには程遠く、ブリューニングの観点からすれば、却って不利なものでさえあった。⁽⁸⁵⁾かくて、賠償廃棄のための志向は、次の局面においても更に続けられることになる。

b) 賠償問題の終焉に向って

最初に、この時期の対外交渉の過程を見てみよう。

アメリカ政府は、フーヴァー宣言において在欧金融資産の確保に強い関心を示したとはいえ、同時に、ヨーロッパ内の国際政治に介入する意志のないことを確認していたのであり、賠償問題解決への契機を提供した訳ではなかった。宣言発効後のフーヴァー政権は、7月20～3日のロンドン会議の主題をドイツの経済・信用状態の検討に限定するというフランスの主張に同調したのである。⁽⁸⁶⁾賠償問題を議題としヴェルサイユ体制そのものを検討し直そうとしたのは、イギリスのみであった。

フランス政府と中央銀行は、7月10日から21日の間、ドイツに対して、5乃至10億ドルの信用供与の用意のあることを申入れて、その承諾を求めたが、これには重要な政治的条件が付帯していた。すなわち、独逸関税同盟案の放棄、フーヴァー・モラトリウムの期間の経過後もヤング案を堅持すること、ドイツの東部国境線変更の意図を捨てること、などであり、ブリューニング政権の容易に⁽⁸⁷⁾受諾しうるところではなかった。

ブリューニング政権は、この提案を受容れることを避けて、7月15日、為替管理政策の採用をもって当面の事態に対処しようとしたのである。フーヴァー政権は、7月29日、サケットを通じてドイツ政府に対して、「来るべき2～3週間は自助に徹すべきこと」⁽⁸⁸⁾を強く要請した。明らかにそれは、フランスの政治要求を伴った信用援助を拒否して間もなく開催予定のウィギン委員会による局面打開を俟つことを求めたものであった。フランスの主導権のもとでのヨーロッパの安定を避けようとする意図がその背後にはあった、と見てよいであろう。しかし、アメリカ政府の態度はそれ以上に出るものではなく、賠償問題に関するその介入は、いずれにせよ、フーヴァー宣言の議会による批准の完了する年末以前には期待し得ない状態であった。

既に見たように、国際的な通貨信用体制の動向の鍵を握る主要諸国の中央銀行政策は、1920年代末頃から次第に硬直化し、戦後の金本位制再建において見られた国際協調は既に影を潜めていた。しかも、フランスについて顕著なように、中央銀行の政策は政府の政策と明確に一体化し始めてい

注(85) Brüning, H., *op. cit.*, S. 291.

(86) *Foreign Relations of the United States 1931*, Vol. I, p. 256 sq.

(87) „Französischer Kreditplan für Deutschland (17. 7. 1931)“, in: *Europa-Dokumente II. Reparationen und Kriegsschulden*, Berlin 1932, S. 20~1; Lüke, R.E., *op. cit.*, S. 316 sq.; Clarke, S.V.O., *op. cit.*, p. 195~6.

(88) 1931年7月29日付のビュンダーのメモによる。BA, R43I/2370, K628953~5.

た。ライヒ銀行が国際的に殆ど孤立無援の状態に置かれ、⁽⁸⁹⁾ドイツの信用恐慌が深刻なものとなった所以の一半は、このような国際協調の欠如にあったことは明らかである。国際協調が不可能なとき、残された道は〈ナショナル〉な解決のみである。イングランド銀行総裁モンターギュ・ノーマンは、ロンドン会議において、ドイツ代表に対して、民間債権者との間での対外債務の支払停止協定の締結、場合によっては、対外支払を一切停止して金本位制から離脱することを勧告したが、それは、イギリスに信用恐慌が波及した時に自らとらざるを得ぬ道を予見したものだと言えよう。⁽⁹⁰⁾ いずれにせよ、ドイツもまた、爾後の過程において、その個有の条件に規制されつつ〈ナショナル〉な解決の道を歩むことになる。

ロンドン会議は、それ自体は成果なしに終わったが、その要請に基づいて、国際決済銀行は、ドイツの信用状態と民間債務の支払停止問題検討のための専門委員会を設置することとなった。所謂ウィギン委員会がそれである。8月18日に発表されたその報告は、ドイツの支払困難が世界恐慌の克服なしには解決し得ぬものであること、ドイツの対外負債は賠償負担と密接に関連したものであること、ドイツ経済の動向はヨーロッパ経済にとって決定的な重要性を持っていることを認め、「必要な措置をとるのに時を失うことのないこと」⁽⁹¹⁾を関係各国政府に要請した。ブリューニク政権は、賠償問題の解決にとって有利な布石を漸くここに見出したのである。

ウィギン委員会報告が注目される所以は、賠償債務と民間債務について後者の維持と優位を確認した点にある。信用恐慌のさなかに兩種の債務を共に履行することは不可能であり、対外信用を維持するためには、政治債務は停止しても民間債務は履行するという選択は、既に見たように、1930年末頃からブリューニクが志向してきたものであり、フーヴァー宣言も基本的には同じ考え方から出たものと見ることができる。ウィギン委員会がこれを確認したことは、ブリューニク政権をして、これ以後、内外にこの政策を公的に標榜することを可能としたのである。⁽⁹²⁾

しかし、信用機構の動揺が依然止まない限り、民間債務を維持しドイツの対外信用を確保するためには、ノーマンが勧告したように、民間当事者間で支払停止協定を締結することが緊急に必要であった。7月末以来種々の形態でおこなわれてきた支払停止交渉は、8月14日よりバーゼルでウィギン委員会と平行して、総括的な協議に入った。債権国とドイツの銀行界代表によるこの協議で得られた協定案は、期限を半年に限られ、対象となる債権も在独短期資金総額の半分以下であった。⁽⁹³⁾

ドイツ代表が明らかに不利と知りつつこの支払停止協定に署名せざるを得なかったのは、ブリュー

注(89) ライヒ銀行への国際的援助としては、6月24日、英・米・仏各国の中央銀行と国際決済銀行より1億ドルの再割引信用が供与され、その後数次に亘ってその繰延べが認められたに止まる。その経過の詳細は、Clarke, S.V.O., *op. cit.*, p. 189 sq. を参照されたい。

(90) Lüke, R.E., *op. cit.*, S. 319.

(91) „Report of the Committee appointed on the Recommendation of the London Conference, 1931“, in: *British Documents, Second Series, Vol. II, 1931*, p. 485 sq.

(92) その事例については、Helbich, W.J., *op. cit.*, S. 71 を参照されたい。

(93) Harris, C.R.S., *Germany's Foreign Indebtedness*, London 1935, p. 19.

ニクの指示に基づくものであった。この支払停止協定案にドイツ代表が署名することを、ウィギン委員会報告への連合国側委員の署名の前提条件とされて、ブリューニクが、支払停止協定の不利を甘受してでもウィギン委員会報告による賠償政策上の成果を取めることを選択したからである。⁽⁹⁴⁾ この支払停止協定のドイツにとっての不備が国内政策を規制する作用を果たしたことは、後に見るとおりである。

ところで、ウィギン委員会が勧告した政府間協議の開催に到るまでには、猶、1931年12月8～23日の国際決済銀行特別諮問委員会の開催という迂回を経なければならなかった。ウィギン委員会以後、賠償問題の最終解決のための国際的な討議の場を求めるブリューニク政権に対して、アメリカとフランスの政府は、国際決済銀行特別諮問委員会の召集という案を対置したのである。⁽⁹⁵⁾ フランスの首相ピエール・ラヴァルがこの案を主張したのは、この委員会がヤング案に規定されたものであり、従って、この委員会による賠償問題検討の範囲は、ヤング案自体の存否には及び得ない筈からであった。アメリカ政府は、この方法をとることによって、賠償問題の発議をヨーロッパの關係諸国に委ねて、自らその解決の提唱者となるのを避けることができたのである。かくて、ブリューニク政権の努力は、フランス政府をして賠償の存続を断念させ、特別諮問委員会の報告を賠償除去の目的に有利なものとすることに集中される。後に見るように、第四次大統領令は、この努力の国内政策上の所産であった。

この委員会の討議は、来るべき政府間協議を恰かも先取りしたかの如くであった。⁽⁹⁶⁾ その結果、所謂ベネドゥーチェ報告によって、フーヴァー宣言による支払停止期間の経過後もドイツは賠償支払を再開し得る状態にないことが確認された。そして、すべての政治債務（従って対米戦債も含む）の問題を現在の混乱した状況に適應させるために政府間協議を開催することが要請された。⁽⁹⁷⁾ この国際会議は、当初は1932年1月末に開催される予定であったが、更に延期されて、漸く6月16日、各国政府代表がローザンヌに会して、3週間の協議によってここに賠償問題の事実上の終止符が打たれた。この会議において結局アメリカとフランスの協調が成立したのは、それぞれの思惑においてはあれ、恐慌後のヨーロッパの再建における主導権の確保を志向した点で両国政府が一致したからに他ならない。⁽⁹⁸⁾ 他方、この会議が1月から6月へと延期された時、ブリューニクが、賠償問題の全面的解決にはそれを寧ろ有利と考へたのは、その政策目標に照らして首尾一貫したものであった⁽⁹⁹⁾ といえ、その成果をからえたのは彼ではなく、後継首相パーペンであった。宿命的と言われる所

注(94) Luther, H., *op. cit.*, S. 204 sq. この署名のあと、個々の債権者との交渉があつて、第一次の支払停止協定が成立したのは、9月17日である。

(95) *Foreign Relations of the United States 1931*, Vol. I, p. 333~4.

(96) Helbig, W.J., *op. cit.*, S. 86~7.

(97) „Beneduce-Bericht (23. 12. 1931)“, in: *Europa-Dokumente*, II, S. 65 sq.

(98) Link, W., *op. cit.*, S. 525 sq.

(99) Brüning, H., *op. cit.*, S. 500

財政政策と賠償問題

以である。

それでは、このような対外交渉の過程に、どのような国内政策が対応していたのであろうか。

この時期におけるブリューニク政権の恐慌対策としては、12月8日に公布された第四次大統領令がある。それは、従来の大統領令にもまして徹底的で包括的な措置として、同政権のデフレ政策の頂点をなすものであった。その概要は、賃金・物価・利率等の10%切下げを規定し、また、この時期までに発生した約4.5億RMの赤字を、10%を超える割合での公務員給与の削減、所得税の納期の繰上げ等の他、従来より最後の手段として意図的に留保されてきた取引高税の税率の引上げ(0.85%より2%⁽¹⁰⁰⁾へ)によって補填しようとしたものであった。

ブリューニクの記録によれば、この「来るべき決定的措置」⁽¹⁰¹⁾の準備が始められたのは、8月下旬、ウィギン委員会報告発表直後のことである。当面の検討の中心は、利率引下げの問題にあった。その後間もなく、イギリスの金本位制離脱と平価切下げ(9月20日)に直面して、ドイツはこれへの対応策を問われることになる。ブリューニク政権は、直ちに平価維持の態度を表明したが、一層包括的な措置の必要なことは明らかであった。⁽¹⁰²⁾ 結局のところ、為替管理政策と第四次大統領令の諸政策とは、多数の国々がイギリスに追随して保護主義に転ずることの予期される国際経済の新たな局面に対処するためと、来るべき賠償交渉におけるドイツの交渉能力を高めるためとの、二つの目的をもって実施されたのであった。就中、利率の切下げは、ブリューニクによれば、経済の全面的崩壊を招来することなしにデフレ政策を完了させる最後の手段であると同時に、今猶2~3年の支払猶予をもってすれば賠償体制を維持できると夢見ているフランスに対して、ドイツの現状と政策の徹底性を明示するためのものでもあった。⁽¹⁰³⁾

この大統領令は、12月初旬のバーゼルにおける特別諮問委員会の開催と同時に公布することとされた。そして、もともと、この委員会の開催自体が、フーヴァーが次の行動をとりうると期待される時期に合せて設定されていた。⁽¹⁰⁴⁾ 第二次大統領令が英独会談と同時に設定されたのと全く同じ時期設定の型を、ここに見出すことができる。更に、政策の骨子は事実上確定されたうえで、10月下旬

注(100) 第二次大統領令の立案においては、取引高税の増税は、企業の費用負担を増大させ経済を過度に抑圧するものとして考慮の外に置かれた。第四次大統領令の立案では、その増税をめぐって賛否両論が激しく闘かわされた。1931年5月20日の政府首脳会議の記録、BA, R43I/2369, K628498~9, および、12月6日の閣議議事録 BA, R43I/1453, D788927~36 による。

(101) Brüning, H., *op. cit.*, S. 371.

(102) 9月24日の閣議では、ブリューニクは、事態を猶静観すべきことを主張しており、10月2日の閣議において、平価維持の方針を確認して、本文で以下に述べる観点から包括的な政策を実行することを主張している。BA, R43I/1452, D788089, および、BA, R43I/1453, 788363~5 による。猶、ブリューニクの財政経済政策における対外経済競争力維持の志向を指摘したものとしては、次の文献を参照されたい。Fischer, Wolfram, *Deutsche Wirtschaftspolitik 1918-1945*, 3. Aufl., Opladen 1968, S. 44~6.

(103) 1931年10月28日の経済閣僚委員会における発言。BA, R43I/2375, K630125~6. 猶、この利率引下げ政策にはルターが強い抵抗を示し、決定を著しく困難にした、と言われる。Brüning, H., *op. cit.*, S. 419.

(104) BA, R43I/1453, D788355.

より、ライヒ大統領の召集による経済顧問会議を開催し、経済団体、農業団体、労組等の代表の参画のもとでこの政策が形成されたという組織的外見が整えられた。第四次大統領令は、ディートリッヒによれば、賠償解決のための最後の闘いとして公布されたのである。⁽¹⁰⁵⁾

この政策形成の過程について特徴的なことは、様々な信用拡張提案や平価切下げの勧告がなされたにも拘らず、遂にブリューニクは、これを顧みようとしなかったことである。従来の外国信用が枯渇した現在、これに代えて商品担保の国内短期信用を拡張することを説くヘルマン・ヴァルムボルト（I・G・ファルベン、31年10月より経済相）の提案にしても、金本位制を離脱したポンドにマルクをリンクしようというシャハトやアルフレート・フーゲンベルク（ドイツ国家人民党党首）の提案にしても、⁽¹⁰⁶⁾ とうとう拒否せざるを得なかったというのが、後の時点でのブリューニクの一般的な答である。⁽¹⁰⁷⁾ また、当時、彼が平価を切下げない理由としてあげていたのは、第一に、ドイツの短期債務は、僅かの例外を除いて外貨建てであるから、切下げによって得る利益は少ないこと、第二に、国民の間に過去のインフレの記憶が未だ強く残っており、20%切下げた水準で通貨価値を維持することは不可能であること、⁽¹⁰⁸⁾ 更に、マルクをポンドにリンクすることは、対仏関係上政治的に不可能であること、等であった。⁽¹⁰⁹⁾

戦後の研究においては、ブリューニクのこの時期の政策について、為替管理制度の導入後は、通貨の対外価値維持のために国内でデフレ政策をとる必要はなかった筈だとする批判が一般的である。⁽¹¹⁰⁾ この批判は、それ自体正当に見えるけれども、当時の状況からすれば無理がある、と思われる。ブリューニク自身は、為替管理制度を一時的なものとして看做していた。彼によれば、賠償債務を廃棄して恢復の基礎を国外信用によって築き得たあとには、為替管理制度から脱却し、関税障壁を他国と共に一斉に切下げることとなる筈であった。⁽¹¹¹⁾ また、たとえ彼がこの〈ナショナル〉な解決の意味と可能性を認識し得たとしても、当時の制度には多くの欠陥があり、7月15日に導入されて以後、数次に亘って制限強化のための改正を必要とした。かてて加えて、前述の民間債務の支払停止協定の不備があった。このため、1931年夏以後も、金および外貨の流出が続き、ライヒ銀行の発券準備率は、9月中旬を除いて低落の一途を辿り続けていた。⁽¹¹²⁾ ブリューニク政権の政策選択は、このよ

注(105) BA, R43I/1453, D788366.

(106) 1931年8月3日の、経済界代表その他を加えた閣議での発言。BA, R43I/1451, 787251~2.

(107) Brüning, H., *op. cit.*, S. 377, 395.

(108) Brüning, H., „Wie Hitler die Macht eroberte“, in: *Heinrich Brüning. Reden und Aufsätze*, S. 232.

(109) 最初の二点は10月2日の、最後の点は9月24日の閣議議事録による。BA, R43I/1453, D788363, R43I/1452, D788096. 猶、ルターと親交のあったバーゼルの教授エドガー・ザリーンは、10月3~4日に、ルターに対してマルクの平価切下げを説得したが、徒勞に終った。Salin, Edgar, „Zur Einführung“, in: Luther, H., *op. cit.*, S. 23.

(110) Lüke, R.E., *op. cit.*, S. 344~5; Born, K.E., *op. cit.*, S. 123; Sanmann, H., *op. cit.*, S. 108 sq.

(111) Brüning, H., *Memoiren 1918-1934*, S. 545.

(112) 第一次支払停止協定の有効期間たる1931年9月初から翌年2月末の6カ月間に、金および外貨保有高は17.7億RMから10.8億RMへと6.9億RMの減少を示した。この期間中の商品貿易は14.9億RMの出超であるから、この時期の金・外貨流出は約22億RMと推定される。猶、短期外資残高について見れば、7月28日現在の131億RMから翌年

財政政策と賠償問題

うな信用機構の不安定性、対外的な受動性によって規制されざるを得なかった、と考えてよいであろう。

この信用機構の不安定性は、既に見たように、究極的には、ドーゾ賠償体制とそのもとでのドイツの対米金融依存に起因するものであった。従って、ブリューニク政権をして、他の一切の提案を斥けて第四次大統領令に向わせた決定的な理由は、フーヴァー宣言に象徴される独米関係にある、とすることができる。フーヴァー宣言は、たしかに、フランスの信用供与提案の如き政治的代償を伴うものではなかった。しかし、それは、別の代償、すなわち、緊縮財政政策をドイツに要求したのである。その作用効果まで含めるならば、賠償解決の主導権をアメリカに期待する限り、ドイツは、デフレ政策の強化、失業者の大群の氾濫、政治・社会状況の一層の流動化という代償を支払わねばならなかった。事実、1931年夏以後も、アメリカ政府と金融界には、ブリューニク政権の財政政策が未だ十分に緊縮的ではないとする批判が、依然として強かった。⁽¹¹³⁾それは、ドイツにあるアメリカの金融資産の価値を維持するには緊縮財政が不可欠であるとする観点から出たものであった。この点において示唆的なのは、1932年初頭に公表されたエルンスト・ヴァーゲマンの信用機構改革提案⁽¹¹⁴⁾に対する債権国側の反応である。支払停止交渉のための債権国委員会の書記B・M・アンダーソン(チェーズ・ナショナル銀行)は、この案の実行を新たな紙幣インフレーションの信号と看做さざるを得ないと批判し、フランス政府とフランス銀行も、信用解約をもってこれに応ずるであろうと予告したのである。⁽¹¹⁵⁾

この意味において、我々は、ルターと共に、「デフレーションとは、我々の意志に何らか依存するものではなく、全くのところ、国際的諸関係に強制された結果なのだ」と言うことができる。⁽¹¹⁶⁾一層正確には、ブリューニクの緊縮財政政策は、1920年代初頭以来の賠償体制、これと密接に関連していたアメリカのドル帝国主義、更に、ブリューニク自身の設定した政策目標から来る当然の帰結であった、と言うべきであろう。

2月29日現在の101億RMへと30億RMの減少が明らかである。„Die wichtigsten Ausweispositionen der Reichsbank seit 1913“, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 358; *Konjunkturstatistisches Handbuch 1936*, Berlin 1935, S. 90; *Untersuchungen des Bankwesens*, II. Teil, *Statistiken*, S.462. 猶、この経過の原因を説明するのに、ライヒ銀行側の記録は支払停止協定の不備を強調するのに対して、ブリューニクは、為替管理制度の運用においてライヒ銀行側で意図的な手抜きがおこなわれていたことを強調している。Statistische Abteilung der Reichsbank, *Chronik der Reichsbank im Jahre 1931*, S. 40 sq., in: DZA, *Die Deutsche Reichsbank*, 16c, 1-16h; Brüning, H., *op. cit.*, S. 353-4.

注(113) Link, W., *op. cit.*, S. 503, Anm. 67).

(114) ヴァーゲマンは、当時、ライヒ統計局長官、ベルリンの景気研究所々長の職にあった。1月19日に発表されたその改革案とは、資本市場の再建のための銀行制度の改革と、信用創造を可能ならしめるようにライヒ銀行の発券準備規定を変えることを内容としたものであった。Kroll, G., *op. cit.*, S. 396 sq.

(115) Born, K.E., *op. cit.*, S. 45.

(116) 1931年8月22日の、専門家を加えた経済閣僚委員会での発言。BA, R431/1451, D787589. (Born, K.E., *op. cit.*, S. 231 に再録されている。)

IV 賠償問題の終焉と信用拡張

賠償問題の最終解決の後、平価を切下げ、信用拡張政策に転ずる、これがブリューニクの政策構想の最後の一環であった。ローザンヌ会議を間近に控えて、1932年春には、来るべき政策転換の時に備えて、労働振興計画の検討が始められ、その政策化が進められつつあった。このことは、一見、賠償の終焉と信用拡張との連結が、ブリューニクが失脚しなかつたとすれば彼の政権のもとで、成立可能であったように想わせる。当然のことながら、ブリューニクは、「回顧録」において、労働振興計画の具体的な立案が進められていたこと、後にパーベンの治下で登場する租税証券制度に優る資金調達方式が考案されていたことを強調している。当時の政策形成に直接・間接に⁽¹¹⁷⁾関与していた人々も同じ趣旨のことを述べ、この連結が存在し得たことを証言している。⁽¹¹⁸⁾

しかし、当時の諸般の記録を検討してみると、この連結は結局架空のものではなかつたかと想わせる点が多くあり、同時にまた、この時期には、ブリューニクの政策指導が求心力を失い始めていたのを認めざるを得ない。以下では、これらの点について簡単に事態の概要を見て、本稿の終章とする。

ライヒ政府部内で労働振興計画が具体的に検討されるようになるのは、1932年1月末以後のことである。差当り、1月25日の政府首脳会議において、この問題を検討することの必要性について概括的な討議があつたのに続いて、2月12日には、ライヒ経済省において各省担当官とライヒ銀行代表とによる協議がおこなわれた。⁽¹¹⁹⁾ここでは、「ドイツのケインズ」と呼ばれた経済省幹部ヴィルヘルム・ラウテンバッハが、⁽¹²⁰⁾信用拡張による公共発注の増額を提案した。これに対して、ライヒ銀行代表は、その資金調達案に強い難色を示し、ラウテンバッハの提案は爾後の検討の過程で事実上立消えとなつた。閣議では、2月20日以後、労働振興計画が議題とされるようになった。その結果は、ブリューニク政権のもとで第五次の大統領令として準備されながら、政権交替のため、パーベンのもとで6月14日に公布される大統領令に集約されることになる。しかし、当初のシュテッガーヴァルトの⁽¹²¹⁾提案では12~14億RMであつた計画規模は、資金調達方法を見出しえないために、10分の1の1億3500万RMに削減された。また、その計画の主眼も、雇用機会の創出を通じて経済の恢復

注(117) Brüning, H., *op. cit.*, S. 572~5.

(118) Salin, E., „Zur Einführung“, in: Luther, H., *op. cit.*, S. 24 sq; Pünder, Hermann, „Zusammenarbeit mit Heinrich Brüning in der Reichskanzlei 1930-1932“, in: *Staat, Wirtschaft und Politik in der Weimarer Republik*, S. 315.

(119) 1932年1月25日の政府首脳会議の記録 BA, R43I/1455, D789158 sq. および2月12日の労働振興問題担当官会議の記録 BA, R43I/2045 所収による。

(120) Lautenbach, Wilhelm, *Zins, Kredit und Produktion*, hrsg. v. Wolfgang Stützel, Tübingen 1952, S. IX 所収のヴィルヘルム・レプケの序文を参照されたい。

(121) 1932年3月3日付のライヒ労働省の提案。BA, R43I/2045 所収。

財政政策と賠償問題

を計るといふよりも、失業保険給付の削減に伴う作用を緩和することにより、都市失業者を農村に還元するための国内移住政策と密接に関連づけられたものであった。⁽¹²²⁾

このように、この時期の労働振興計画は、その規模や性格において、後の時代のそれに比較して、殆ど取るに足りないものであった、と言えよう。その主な理由は、ブリューニク財政のもとでは、第四次大統領令以後といえども、積極的な信用拡張による財源調達に、結局は否定されていたことにある。そして、信用拡張を否定する理由も、以前と同様、賠償問題の未解決に求められていたの⁽¹²³⁾である。

平価切下げの問題についても、これと同様、第四次大統領令以後も、その政策論には何の変化も認めることはできない。1932年3月、ウォルター・レイトンが、イギリス政府の意向を体して、金本位制からの明確な離脱をブリューニクに勧告したのに対して、彼は、賠償問題の未解決を根拠にこれを取り得ないとしたのであった。⁽¹²⁴⁾

しかし、その拒否の理由は、賠償問題の未解決に尽きるものであったのであろうか。この時期には、彼が「100万のライヒ国防軍にもまさる強力な武器」と評価する第二次支払停止協定が既に発効していた。⁽¹²⁵⁾通貨信用政策の変更に伴う外貨流出の危険は、以前よりかなり減殺されていた筈である。それにも拘らず、政策の転換に彼が否定的だったのは、賠償問題と並んで、国民のインフレ心理への顧慮が彼を強く支配していたからではなからうか。後者は、既に、イギリスの金本位制離脱に際してこれに追従し得ない理由として彼が挙げていたものである。そして、この問題と賠償問題との間には、明確な関連は認めがたい。賠償が存在しなかったとしても彼は他の政策を取り得なかった筈だとされる⁽¹²⁶⁾所以であり、また、当面の主題に即して言えば、賠償の終焉と信用拡張の展開との連結は、ブリューニクにおいては結局架空のものであったとせざるを得ない所以である。⁽¹²⁷⁾

1932年春の政策形成過程においては、また、ブリューニク政権の指導・統率力の低下が顕著であった。もっとも、この傾向は、既に1931年の政治過程でも見られた。早くは31年春の独逸関税同盟案は、政府部内でブリューニクの関知しないところで準備され、その意に反して公表されたと見られるし、6月から7月の信用恐慌においては、ルターの中央銀行政策は民間経済界の非難的となり、ブリューニク自身もこれに絶望していた。ルターのブリューニクからの乖離は、為替管理政策と第四次大統領令、殊に、利子率引下げ政策において一層顕著となった。そして、1932年前半、労働振興計画立案の過程でも、ルターはブリューニク政権への協力を極力回避しようと

注(122) Köhler, Hennig, „Arbeitsbeschaffung, Siedlung und Reparationen in der Schlussphase der Regierung Brüning“, in: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, Jg. 17, 1969, Heft 3, S. 276 sq. を参照されたい。

(123) *Ibid.*, S. 296 による。

(124) *Ibid.*, S. 298 による。

(125) Brüning, H., *op. cit.*, S. 492.

(126) 第二次支払停止協定については、Luther, H., *op. cit.*, S. 210 sq. を参照されたい。

(127) Sanmann, H., *op. cit.*, S. 131.

(128) ブリューニクがルターをどのように見たかは、Brüning, H., *op. cit.*, S. 293, 299, 419, 572, および、本稿注(57)を参照されたい。猶、この時期の信用拡張に関するルターの見解については、Luther, H., *op. cit.*, S. 254 sq. を参照。

財政政策と賠償問題

(128) していた。それは、ブリューニク以上に保守的な立場からする信用拡張政策の拒否であったが、他方では、ブリューニクに対して、労働振興政策の推進者としてのシュテッガーヴァルトやデイトリッヒが対立を示すようになる。⁽¹²⁹⁾かの三頭政治は分解の様相を呈し始めていたのである。更に、ヴァルムボルトは、閣内にあり乍らヴァーゲマン提案公表の陰の立役者であり、ルターと激しく対立し、ブリューニクはこれを全く調整し得なかつた。⁽¹³⁰⁾更に、行政官僚制の内部にも、ブリューニク政権の政策形成への非協力が目立ち始めていた。

ここでの問題は、単に政権内部の人的諸関係の悪化や分解にあるのではない。デフレ政策の頂点をなす第四次大統領令を施行してローザンヌ会議も間近いこの時期に、新たな状況に適応すべき政策をブリューニク政権が統一的に形成し得なかつたことにある。このことは、ブリューニクが、賠償問題におけるその成果にも拘らず、その政権担当の当初から、国内における危機的状況克服のための政策論を果たして持ち得ていたのかを、あらためて疑問とさせる。1932年の初頭には、最大の資本家集団たるドイツ全国工業連盟は、公然とブリューニク政権の政策を批判するに到つた。⁽¹³¹⁾この政権から最も多くの利益を享けていた農業集団の離反もまた明らかであった。諸集団は、この政権の政策に利害の調整と統合を見出し得なくなっていたのである。これに加えて大衆の離反がある。大衆への顧慮を排除することのうゑに成立っていたブリューニクの政策は、大衆を、ヴァイマル体制の積極的多数派から消極的多数派へと転化させる役割を果たした。その際、彼は、大衆運動において指導権を得つつあったナツィスを、単なる議会主義的反对政党として誤認していたので⁽¹³²⁾ある。

賠償問題を主軸として展開されたブリューニク財政のこれらの内政的関連については、更に、稿を改めて考察することとなるであろう。

(経済学部助教授)

注(129) Köhler, H., *op. cit.*, S. 306 による。

(130) ルターとヴァルムボルトの反目については、Brüning, H., *op. cit.*, S. 503~4 を参照されたい。猶、当時経済相だったヴァルムボルトとシュミッツ(共に I・G・ファルベン)等とヴァーゲマンが小サークルを形成しており、シュミッツ等の委託で後者が提案を起草した、と言われる。„Notiz über die Aussprache mit Prof. Wagemann am 29. Feb. 1932 (Konsul Dr. Respondek an Nordhoff, 5. März 1932)“, in: BA, *Nachlaß Hans Luther*, Nr. 341 による。

(131) *Schulthess' Europäischer Geschichtskalender*, Bd. 73 (1932), S. 3.

(132) Morsey, R., *op. cit.*, S. 17.